

40
4
423

携 必 民 語

條例規則要書

質屋取締條例	古物商取締條例	徵兵事務條例 民 用 抄	徵兵令	地租條例	商標條例
證券印稅規則	民事訴訟規則 印 紙 規 則	建物質入書入規則	地所質入書入規則	郵便條例日用抄	爲替手形 約束手形 條例

CZ
5
0230

目錄

第一章	商標條例	一
第二章	地租條例	二十五
第三章	徵兵令	三十四
第四章	徵兵事務條例	五十九
第五章	古物商取締條例	百十三
第六章	質屋取締條例	百三十一
第七章	爲替手形 約束手形 條例	百三十七
第八章	郵便規則 日用抄	百六十九
第九章	地所質入書入規則	二百四

第十章	建物質入書入規則	二百十六丁
第十一章	民事訴訟用 印紙規則	二百三二丁
第十二章	證券印稅規則	二百四十丁

目錄 畢

諸民 必携 條例規則要書

○商標條例

第十九號

商標條例別冊の通制定し明治十七年十月一日より施行す

右奉ニ 勅旨ニ布告候事

明治十七年六月七日

左大臣 熾仁親王
農商務卿 松方正義

商標條例

第一條 商標ハ農商務省の商標簿ニ登録ト經るときの其

所有主ニ於て登録の日より十五年間之と専用するの權ト

有すべし

○商標條例

○商標條例

二

第二條 商標と専用せんと欲する者の其願書は見本並に明細書と添へ登録を願出づ可し其明細書は商標の説明用方并其商品の名目種類と詳記すべし其登録と經たる者の登録證と下付すべし

第三條 商標の登録と願出づる者あるとき願書の日附より二ヶ月間之と留置其間之と牴觸すべき願書到達せざれば之と登録す可し

若し二人以上同一又は相紛らひしき商標と同一種類の商品に専用せんが爲め登録と願出づる者あり牴觸するときは其願書日附の後ある者と却下す其日附同じき者の共之と却下す可し

第四條 登録商標は農商務卿に於て衆庶の觀覽を供する爲め便宜の方法と定むべし

第五條 左の商標の登録と願出づることと得ず

- 一 已に登録せる商標と同一又は相紛らひしき商標として同一種類の商品に用ふる者
- 二 地名人名家號會社名のみと以てする者又は商品普通の名稱或は内外國の旗章のみと以てする者
- 三 同業者普通に用ひ又は商業上慣用せる目印と以てする者

○商標條例

三

○商標條例

四

四 新あらたしし用ようする商標しょうひょうとして本條例ほんてうれい發布はつぷ以前いぜんより現げん用ようする者ものは、使用者しやうじやうある商標しょうひょうと同一どうい又は相紛さうまらひしき商標しょうひょうと同一種類しゆるるの商品しやうひんを用ふる者

第六條 登録商標せうろく主しゅ其専用年限せんようねんぎやう中ちゆう轉籍轉居てんせきてんきよ又またハ氏名しんめいと變換へんくわんしたるとき及廢業はいげふし又ハ休業きうげふ一ケ年間いっけねんかん及及びひたるるときハ三ヶ月以内さんげついぬい之これと届出とどけだす可べし

第七條 登録商標せうろく専用年限せんようねんぎやう中ちゆう其相續者さうぞくしやに於おて其業げふと相續さうぞくしたるときハ三ヶ月以内さんげついぬい之これと届出とどけだす可べし

第八條 登録商標せうろく主しゅ其商標しょうひょうの専用權せんようけんと他人たにんに讓與じやうよ又またハ分與ぶんよせんとするときはハ更さらふ其登録せうろくと願出ねがひだす可べし但たゞし専用年限せんようねんぎやうハ

最初登録さいしゆせうろくの日ひより通算つうさんす可べし

第九條 登録商標せうろくと他たの種類しゆるるの商品しやうひんに兼用けんよう若わかくハ轉用てんようし又ハ之これと改正あつせうせんとするときはハ更さらふ其登録せうろくと願出ねがひだす可べし
前項ぜんこうの場合ばあひに於おてハ第三條だいさんじゆうに依よつて處分ちふぶんす可べし

第十條 登録商標せうろく専用満期せんようまんきの後のち之これと續用ぞくようせんとする者ものハ満期まんき三ヶ月前さんげつぜん更さらふ其登録せうろくと願出ねがひだす可べし

第十一條 登録證せうろくしやうと毀損遺失きそんいしつしたるときハ其再渡さいたと願出ねがひだす可べし

第十二條 商標しょうひょうと登録せうろくせし後のち第五條だいごじゆうに觸ふれ又またハ登録願書せうろくねんしよ及及び見本明細書めいさいめいしよに相違さうゐの事實じじつあることと發見はつけんしたるときハ其

○商標條例

五

○商標條例

登録無効^{むくう}は歸^きし登録証^と返納^{へんきやう}せしむ可し

第十三條 登録商標主^{そのげふ}其業^{わざ}と廢^{はら}したるときは廢業の日より

其專用權^{そのせんようけん}と失^{しつ}す休業三ヶ年^{おほ}及^{およ}ぶ者亦同じ

第十四條 商標の登録と願出づる者^さの左^さの手數料^{てさうれう}と納^なむ可

し但願書と却下^さるときは之と返付す

一 商標一個^{あやうへうこ}は付金拾圓^{たいてん}但一商標と數種の商品は兼用
若^もく^もの轉用する者^{そのちやうひん}は其商品一種^{あゆ}ごとよ金五圓^{くわ}と加

ふ

二 商標の讓與分與又^{あやうへい}の改正^{かせい}と願出づる者^{あやうへい}及滿期續用
と願出づる者^{あやうへい}の商標一個^{あやうへい}は付金五圓

三 登録証の再渡^{どうろくまやう}と願出づる者^{さいと}の商標一個^{あやうへい}は付金一圓

第十五條 登録商標主^{そのせんようけん}其專用權^{おん}と侵^あされたる^あるときは之と告
訴^{はやまやう}し並要償^{うつたへ}の訴^{はやまやう}と爲^なすことを得

第十六條 登録商標と偽造^{ぎざう}して使用したる者^あは一月以上一
年^{いちねん}以下の重禁錮^{ぢゆうきんこ}は處^あし四圓以下^{よんげん}四十圓以下の罰金^{ばつぎん}と附加^{ふか}
す其盜用^{とうよう}したる者^あは一等^{いちとう}減^{げん}す

第十七條 登録商標と相紛^{あひま}らひし商標と造りて使用した
る者^あは十五日以上六月以下の重禁錮^{ぢゆうきんこ}は處^あし二圓以上二十
圓以下の罰金^{ばつぎん}と附加^{ふか}す

第十八條 第十六條第十七條の違犯^{ゐはん}は係^かる商標と付^つえたる

○商標條例

○商標條例

商品と情と知て販賣したる者の四圓以上四十圓以下の罰金と處と

第十九條 第十六條第十七條第十八條の場合に於ては仍は違犯の商標と沒收す其商品と分離をべからざる者の商品と破毀せしむ

第二十條 詐偽の所爲と以て商標の登録と得及商標の登録と詐稱したる者の十五日以上六月以下の重禁錮と處し二圓以上二十圓以下の罰金と附加と

第二十一條 第六條第七條の届出と其期限内に爲さざる者の一圓以上一圓九拾五錢以下の料料と處す

第二十二條 此條例と犯したる者の刑法の數罪併發の例と用ひす

第二十三條 第十六條より第十八條に至るの罪の登録商標主の告訴と待て其罪を論ず

第二十四條 登録商標主告訴と爲したるときは裁判官に於て假し其告訴に係る商標と附したる商品の發賣と停止とすることを得

附則

本條例頒布以前使用する商標と專用せんと欲する者の本條例施行の日より六ヶ月間を於て其登録と願出づべし其

○商標條例

○商標條例

十

願書ねがひしょの本條例施行の日より八ヶ月間之と留置とめおき其間之と抵觸たいふくを可たうたつき願書到達せざれば之と登録す可し

若し二人以上同一又あひまの相紛あひまらひしき商標を同一種類の商品せんぶに専用せんが爲め登録と願出づる者あり抵觸たいふくするときは其願書日附の前後ぜんごに拘かはらず農商務卿のうしやうむせうに於て其商標の使用最久しきと認定するものと登録して其他このたと却下きさくすべし

本條例第三條に依り處分すべき願書ねがひしょと雖も本條例施行の日より八ヶ月間之を留置附則第一項に從ひ願出づるものと抵觸たいふくするときは其願書日附の前後ぜんごに拘かはらず之を却下きさくす

す可し

前二項の場合に於て願書ねがひしょを却下きさくするときは其手数料てすうせうりうを返す

第十三號

今般商標條例制定候に付商標登録手續別冊の通り相定む

右布達候事

明治十七年六月七日

左大臣熾仁親王
農商務卿松方正義

商標登録手續

第一條 商標くわんに關する願書ねがひしょ届書とけしよの都地方廳すくてちほうちやうと經農商務省へてに差出可し

○商標登録手續

十一

○商標登録手續

十二

第二條 商標の登録と願出づるときは商標見本五枚及手数料と添願書並明細書各二通と差出べし

第三條 一箇の商標と二種以上の商品を用ひんが爲め又は二箇以上の商標と一種の商品を用ひんが爲め登録を願出づるときは其商品一箇又ハ商標一箇毎ハ各別の願書及明細書と差出すべし

第四條 條例第七條ハ據リ相續と届出るとき其死亡後相續スル者ハ相續者並身元詳ある證人二名以上連署シ其生存中の相續スルものハ登録商標主相續者連署すべし

第五條 條例第八條ハ據リ讓與分與と願出るときは讓主讓受主連署シ讓主より登録證並約定書寫及手数料と添へ願書二通並明細書(讓與願ハ二通分與願ハ二通)と差出すべし

其登録と經たるときハ分受人ハ別分受登録證及明細書と下付し分與人又ハ讓受人ハ前登録證及明細書裏書檢印して之と下付すべし

第六條 條例第九條ハ依リ登録商標の轉用兼用と願出づるときハ第二條ハ進據すべし

第七條 條例第十條第十一條ハ依リ商標の續用及登録證の

○商標登録手續

十三

○商標登録手續

十四

再渡さいとと願出づるときは、手数料と添へ願書二通と差出とへし

第八條 登録願書と却下きやくかとるときは、其の理由りゆうを指示しじとへし

第九條 登録商標主の其商標の彩色さいしきと適宜てきぎん變換へんくわんとすることと

得

第十條 登録商標主の農商務省の指揮しきに隨ひ商標又の其寫

書を登録証下付かふの日より三十日以内は差出と可し

第十一條 登録商標と使用とる商品の種類と定むること左

の如し但願人よ於て其種類と判知かたし難がたきもの農商務省

よ於て之と判定はんていとへし

商品の種類

第一種 化學品及藥劑 酸類 鹽類「アルカリ」漂白粉

護謨 樹脂 膠 燐 石鹼 酒精「グリセリン」

「キナエン」「モルヒネ」 丁幾劑 舍利別

煎劑 丸藥 膏藥 藥油 麝香 丁子等

第二種 染料及顔料 藍玉 藍靛 紫根 紅 朱 丹

綠青 燒青 洋靛 白粉 胡粉 藤黃等

第三種 塗料 漆 假漆「ペンキ」 澱 乾墨等

第四種 香料及燻料 香油 髮膏 香袋 香水 炷香

線香 煉香等

○商標登録手續

十五

○商標登録手續

第五種 金属及其半加工品

銑鐵 鍛鐵 鋼鐵 條鐵

鐵葉 鐵板 銅 銅板 銅鐵線 鉛 鉛板 亞鉛

亞鉛板 錫 合金等

第六種

金属ノ製品

鑄物

打物

彫鏤品及編物等

第七種

利器及尖刀器

鎌

鋸

鑿

錘

針

釘

剪刀 小刀 剃刀 庖丁 齧嘴等

第八種

貴金属及其製品（アルミニウム金ニッケル銀の製品も此中ノ属ト）黄金 銀 四分一 紫銅其他貴

金属の合金鍍品及彫鏤品等

第九種

珠玉及其彫鏤品

珊瑚珠

眞珠

瑪瑙

水晶

黄玉碧玉等及其模造品

第十種

礦物類（但石炭ハ第五十一種ノ属ト）

第十一種

石材及其製品並彫鏤品 石板石 大理石 砥石

石器等及其模造品

第十二種

漆喰類 漆喰「セメント」石膏等

第十三種

陶磁器類 諸種ノ陶磁器

土器

坩堝

瓦

煉

瓦石等

第十四種

七寶燒

第十五種

玻璃及其製品

玻璃壘

玻璃管

彩色玻璃等

第十六種

機械類

紡績機

裁縫機

製糖機

印刷機械其

○商標登録手續

○商標登録手續

他諸製造機械蒸気の機關及鐘等

第十七種 農工器具 鋤 鋏 唐箕 熊手 釘拔 鉄鎚

すみし 繩墨等

第十八種 學術上の器械類 理化學 醫術及測量等ノ器械

第十九種 ものさし まさめ はかり 度量 權衡

第二十種 運送用の車類 荷車 馬車 人力車 自轉車等

第二十一種 樂器 琴 三味線 胡弓 笛等

第二十二種 時計及其附屬品

第二十三種 銃砲 彈丸 火藥 烟火類

第二十四種 蠶種紙 繭

第二十五種 眞綿及木綿綿

第二十六種 生糸 絹絲及天蠶絹あまのこ (琴絲金絲銀絲等も此中

に屬す)

第二十七種 綿絲

第二十八種 毛絲

第二十九種 麻絲

第三十種 絹織物

第三十一種 木綿織物

第三十二種 毛織物

第三十三種 麻織物

○商標登録手續

第三十四種 絹綿麻毛外の織物及各種の交織物

第三十五種 絲類の編物及組物、レース、打紐、網等

第三十六種 被服、諸種の衣服、織物製帽子、手套、足袋

織物製雨衣、袴、目利安等

第三十七種 醸造物及飲料、諸種の酒、酢、醬油、密柑水

曹達水等

第三十八種 砂糖、諸種の砂糖、糖密、蜂蜜等

第三十九種 菓子及麪包類、干菓子、蒸菓子、掛け物、西

洋菓子、飴、砂糖漬等

第四十種 茶及咖啡類

第四十一種 煙草類

第四十二種 穀菜種子及菓物類、五穀、蔬菜、草、菓實

種子、根珠等

第四十三種 挽粉澱粉及其製品、諸種の挽粉、澱粉、麪類

湯波、蒟蒻、凍豆腐、凍蒟蒻等

第四十四種 味噌、嘗物及漬物類

第四十五種 肉類、海草の貯藏、鰹節、鰯、乾鮑、海苔、昆

布、佃煮、罐詰、雲丹、諸種の鹹製品等

第四十六種 牛乳製品、凝乳、乳油、乳餅、乳粉等

第四十七種 煙具及袋物、諸種の煙管、煙袋、煙管筒、懷

○商標登錄手續

中物等

第四十八種 紙及其製品 諸種の紙 色紙 短冊 擬革紙にせがわがみ

油紙 澁紙 書簡筒 張文匣はりがんと 一閑張 元結等

第四十九種 筆墨類 筆 墨 朱墨 印肉 墨汁いんじ 石筆

鉛筆 洋筆等

第五十種 皮革及其製品 馬具 革包カバン 文匣 革帶 靴等

第五十一種 燃材 諸種の炭 附木 摺附木 燈心等

第五十二種 油蠟類 諸種の油 蠟 蠟燭 脂肪等あぶら

第五十三種 肥料こやし 干鰯ほしか 鯡粕 油粕 骨粉等

第五十四種 木竹材

第五十五種 木竹藤製品及其漆塗蒔繪品類 捐物 挽物

曲物まがもの 桶類 編物 組物等

第五十六種 角甲牙類の製品

第五十七種 藁及草の製品 疊表 筵 編笠 繩 麥藁細工等

第五十八種 傘杖及履物 諸種の傘杖 下駄 草履 鼻緒等

第五十九種 扇子及團扇

第六十種 提灯及「ランプ」類

第六十一種 齒磨及洗粉

第六十二種 刷子類はけ

第六十三種 玩具類おもちゃ 花簪 鞠 碁 將棋 人形 獨樂ひとりがた

○商標登錄手續

○商標登録手續

二十四

揚弓 押繪 造花 骨牌等

第六十四種 錦繪及寫真類

第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

商標條例 尾

○地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年(七月)第貳百七十貳號布告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸する者の廢止と

但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣の當分從前の通たるべし

右奉^ニ勅旨^ニ布告候事

明治十七年三月十五日 太政大臣三條實美 大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租の地價百分の二箇半と以て一年の定率とす

但し本條例に地價と稱するの地券に掲たる價額と謂ふ

第二條 地租の年の豊凶よりて増減せし

第三條 有租地を區別して二類と爲す(第一類) 田、畑、郡

村宅地、市街宅地、搦田鑛泉地 (第二類) 池沼、山林、原

○地租條例

二十五

○地租條例

二十六

野、雜種地、第一類中又の第二類中の各地々目變換とする者と地目變換と謂ふ第二類地は勞費を加へ第一類地と爲るものを開墾と謂ふ第一類地又の第二類地の山崩、川欠、押堀、石沙入、川成、海成、湖水成等の如き天災は罹り地形と變じたるものと荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、堤塘、井、溝及び公衆の用は供する道路の地租を免す

第五條 土地の丈量の曲尺と用ひ六尺と間と爲し方一間と以て歩と爲し三十歩と畝と爲し十畝と段と爲し十段と町と爲す但市街宅地の方一間と以て坪と爲し十分一と合と

爲し合の十分一を勻と爲す

第六條 開墾、墾下年期明荒地免租年期明して地價と定むるとき又の地目變換するときの地盤と丈量と

第七條 地價の地目變換又の開墾は非ざれば修正せず

第八條 一般に地價の改正を要するときの前以て其旨を布告すべし

第九條 地價の其他の品位等級と認定し其所得と審査し尙は其土地の情況を應じ之と定む

第十條 地目と變換するときの之と地方廳は届出べし地價の其地の現況を依り之と修正す

○地租條例

二十七

○地租條例

二十八

第十一條 免租地めんそちを有租地いうそちと爲さんとするときは地方廳の許可きよかと受くへし地價ぢげんの其地の現況げんきやうを依り之を定むさだ

第十二條 地租の地券記名者より徵收ちゆうしゆうとす

但質入しちいれの土地の其質主しちりぬしは於て之を納むべし

第十三條 有租地と公立學校地、鄉村社地、墳墓地とある時其地租の許可きよかと得し月分より月割と以て之を免じ用悪水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用きゆうしゆうに供する道路とあるときは其地租の其地工事着手とらいつちやくしゆの月分より月割と以て之を免ず免租地と有租地とあるときは其地租の許可と得し翌月分より月割と以て徵收ちゆうしゆうとす

第十四條 地目變換の其地價修正の年より修正地價しゆせいぢかを依て

地租と徵收とす

第十五條 開墾地かいこんちの免租年期明荒地の免租年期明の翌年分よくねんぶんより更正地價かうせいを依り地租と徵收とす

第十六條 開墾とあるとあるときは地方廳の許可と受くべし開墾地かいこんちの十五年以内の免租年期と許可とす但年期中と原地價を依り地租と徵收とす

第十七條 免下年期中當初の目的と改め他の地目めんを變ずる時之を地方廳に届出べし此場合を於ては直たぢちに其地價と定め又は更に免下年期と許可とある事あるべし

○地租條例

二十九

○地租條例

三十

第十八條 鐵下年限明^{いた}に至り開墾の成功^{せいこう}に至らざる者の更^{さら}に十五年以内^{くわしたけいれんき}鐵下繼年期^{きよか}と許可^{きよか}と

第十九條 鐵下年期明^{いた}のとき其地價と修正^{しゆせい}と若し其開墾^{たいしよ}當初の目的^{たうしよ}と達^{たつ}せず他の地目^{ちもく}と變ずるもの其他の現況^{げんきやう}と依^より地價と修正^{しゆせい}と

第二十條 荒地^{くわうち}の其被害^{そのひがい}の年より十年以内^{めんと}免租年期^{めんそ}と定め年期明^{いた}に至り原地價^{げんきやう}と復^{ふく}と

第二十一條 免租年期明^{めんそ}に至り其地の現況^{げんきやう}地價^{ちが}と復^{ふく}し難^{がた}き者は十年以内^{じゅうねん}七割以下の抵價^{ていが}年期^{ねんき}と定め年期明^{いた}に至り原地價^{げんきやう}と復^{ふく}と

第二十二條 抵價年期明^{ていが}に至り尙ほ原地價^{げんきやう}と復^{ふく}し難^{がた}き者及び免租年期明^{めんそ}に至り原地目^{げんちもく}と復^{ふく}せず他の地目^{ちもく}と變^{へん}ずる者の其地の現況^{げんきやう}と依^より地價と定^{さだ}む

第二十三條 免租年期明^{めんそ}に至り尙ほ荒地^{くわうち}の形狀^{けいじやう}と存^{ぞん}する者の更^{さら}に十年以内^{じゅうねん}免租繼年期^{めんそ}を定^{さだ}む其年期明^{めんそ}に至り尙ほ原地價^{げんきやう}と復^{ふく}し難^{がた}き者の第二十一條^{にじゅういちじょう}第廿二條^{にじゅうにじょう}に依^{よつ}て處分^{しよぶん}と

第二十四條 川成^{がわなり}、海成^{うみなり}、湖水成^{こすいなり}として免租年期明^{めんそ}に至り原形^{げんがた}と復^{ふく}し難^{がた}き者の更^{さら}に廿年以内^{にじゅうねん}免租繼年期^{めんそ}と許可^{きよか}と其年期明^{めんそ}に至り尙ほ原地目^{げんちもく}と復^{ふく}せず他の地目^{ちもく}と變^{へん}せざる者の川^{がわ}海湖^{うみうみ}と歸^きする者とし其地券^{そのちけん}と還納^{くわんなん}せしむ

○地租條例

三十一

○地租條例

第廿五條 土地と欺隱し地租と逋脱するものハ四圓以上四十圓以下の罰金ニ處し現地目ニ依り地價と定め欺隱年間の地租と追徴と

但地租改正の初年ニ溯ることを得ず

第廿六條 第十一條第十六條ニ違犯する者の三圓以上三十圓以下の罰金ニ處し其免租地を有租地と爲し又ハ開墾と爲すことと許可とべき者の現地目より地價と定め其地租増額と追徴と

但地租改正の初年ニ溯ることを得ず

第廿七條 第十條第十七條ニ違犯する者の一圓以上一圓九

十五錢以下の料料ニ處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲ニ係り所有主其情を知らざる時は其借地人小作人を罰し地租ハ所有主より追徴と

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑ニ當る者自首するときは其罰金料料を免と

但し其追徴とべき地租ハ仍は之を納むべし

租條例 畢

○地租條例

○徴兵令

○徴兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢滿十七才より滿四十才迄の者の總て兵役に服せしむること

第二條 兵役に陸軍海軍共み常備兵役後備兵役及び國民兵役とせ

第三條 常備兵役に別ちて現役及び豫備役とせ其現役の三箇年よりして年齢滿二十歳に至りたる者之は服し其豫備役の四ヶ年よりして現役を終りたる者之は服せしむること

第四條 後備兵役に五箇年よりして常備兵役を終りたる者之は服せしむること

よ服せしむること

第五條 國民兵役に年齢滿十七歳より滿四十歳迄の者よりして常備兵役及び後備兵役中に在らざる者之は服せしむること

第六條 各兵役の期限已に滿ると雖も戰時或は事變に際するるとき若くは臨時に演習或は觀兵の擧あるるとき若くは航海中或は外國駐劄中の其期を延ばすことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者の兵役に服せしむることと許さず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵に毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝

○徴兵令

○徴兵令

能職業^{のうとくげん}に従^{したが}ひ歩兵騎砲兵工兵輜重兵及び雜卒^{ざうそつ}職工^{しやくこう}は區別^{くわべつ}し抽籤^{ちゆうせん}の法^{ほふ}は依^{たうせん}り當籤^{たうせん}の者^{もの}と以^{もつ}て之^{これ}を充^{たく}つ

海軍現役兵^{かいぐんげんえきへい}の海軍所要^{かいぐんすいよう}の人員^{じんぎん}は應^{おこ}し沿海^{えんかい}地方^{ちほう}及び島嶼^{とうとう}の人民^{じんみん}と調査^{てうさ}し海軍^{かいぐん}は適^{てき}する職業^{しやくぎ}は従^{したが}ひ水兵火夫職工^{すいへいくわふしやくこう}等^らは

區別^{くわべつ}し抽籤^{ちゆうせん}の法^{ほふ}は依^{たうせん}り當籤^{たうせん}の者^{もの}と以^{もつ}て之^{これ}を充^{たく}つ但海軍志願兵^{かいぐんしげんへい}徵募規則^{ちゆうぼくきそく}は依^{たうせん}り就役^{しゆうえき}とする者^{もの}の本令^{ほんれい}の限^{かぎ}は在^あらざ

第九條 陸軍雜卒^{りくぐんざいそつ}の現役期限^{げんえきかぎげん}の其職務^{しやくむ}は因^より之^{これ}を短縮^{たんしゆく}することある可^べし但常備兵役^{じやうびへい}の全期^{ぜんき}の之^{これ}を減^{げん}することある可^べし

第十條 年齢^{ねんれい}二十歳^{にじゅうさい}は滿^みたらずと雖^なも滿^み十七歳^{じゅうしちさい}以上の者^{もの}の現役^{げんえき}を志願^{しよくわん}することを得^え

第十一條 年齢^{ねんれい}十七歳^{じゅうしちさい}以上滿^み二十七歳^{にじゅうしちさい}以下^{げん}として官立府縣^{くわんりつふけん}

立學校^{りつがくかう}（小學校^{せうがくかう}を除^{のぞ}く）卒業證書^{そつげふあまうしよ}を所持^{そじ}し服役^{えきやく}中^{ちゆう}食料被服^{あじりくわふく}等^らの費用^{ちゆうぎ}を自辨^{おんべん}とする者^{もの}の願^{ねん}は因^より一個年間^{いっごうねんかん}陸軍現役^{りくぐんげんえき}は服^{ふく}せしむ

其技藝^{そのぎい}不熟達^{ふじゆくたつ}とする者^{もの}の若干月^{せうざんげつ}はして歸休^{きい}と命^{めい}することある可^べし但常備兵役^{じやうびへい}の全期^{ぜんき}の之^{これ}を減^{げん}することある可^べし

第十二條 現役中^{げんえきちゆう}殊^{こと}は技藝^{ぎい}不熟^{ふじゆく}し行狀^{ぎやうじやう}方正^{ほうせい}ある者^{もの}及び官立^{くわんりつ}公立學校^{くりつがくかう}（小學校^{せうがくかう}を除^{のぞ}く）の歩兵^{ふへい}探練科^{たんれんか}卒業證書^{そつげふあまうしよ}を所持^{そじ}する者^{もの}の其期未^{そのきみ}終^{しゆう}らざと雖^なも歸休^{きい}を命^{めい}することある可^べし

第十三條 豫備兵^{よびへい}の設^せ持^ぢ若^{じやく}くハ事變^{じさい}は際^{さい}し之^{これ}を召集^{せうしゆ}し常陸^{じやうりく}

○徴兵令

○徴兵令

隊を充實し又補充隊を編制し平常に在ての技藝復習の爲め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實查の爲め毎年一度點呼と爲と但海軍豫備兵の技藝復習の爲め召集することあり

第十四條 後備兵の戰時若くは事變に際し豫備兵を次て之と召集し常備兵の後援と爲と平常に在て其技藝復習の爲め召集し及び兵員實查の爲め點呼を爲とこと豫備兵に同之

第十五條 國民兵の戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍は兵員を要するるときは限り之を召集し隊伍を編制して

軍役に充つ

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除するの廢疾又は不具等として徴兵検査規則を照し兵役に堪へざる者は限る

第十七條 左に掲ぐる者の徴集を猶豫す但其年補充員不足するときは又の戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す

第一項 兄弟同時に徴集を應ずる者の内一人及び現役兵の兄或は弟一人

第二項 現役中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病を

○徴兵令

○徵兵令

四十

罷り免役たる者の兄或は第一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫

第四項 戸主癩疾又は不具等として一家の生計を営むこ

と能はざる者の嗣子或は承祖の孫

第五項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者の其事故の存する間徴集を猶豫と

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持する者として官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に進むる官立學校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪ざる者

第七項 學術修業の爲め外國に寄留する者

第八項 禁錮以上を該る可き刑事被告人と爲り裁判未決

の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)に於て修業一個年以上の課程を卒りたる生徒の六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者の豫備兵に在ると後備兵に在ると

○徵兵令

四十一

○徴兵令

と問はず復習點呼の爲め召集をすることなし但戰時若くは
事變に際しては太政官の決裁を経て召集するとある可し

第一項 官吏(判任以上)及び戸長

第二項 教導職(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校の卒業證書を所持して醫術開

業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人と以て代ふ可からざる
技術の職と奉ずる者の太政官の決裁に依て徴集と猶豫

とあることある可し

第二十二條 左に掲ぐる者の第十七條に照して徴集を猶豫

とあるの限みならず

第一項 附籍戸主及び籍戸主の嗣子或は承祖の孫

第二項 癡疾又は不具等にして一家の生計を營むこと能

いざるは非ず或は重罪の刑に處せられたるは非ずして

嗣子承祖の孫若くは相續人を罷更に定めたる嗣子承祖
の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主廢疾又は不具等として一
家の生計を營むこと能いざるは非ず或は重罪の刑に處

○徴兵令

○徴兵令

四十四

せられたるも非ずして戸主を罷め年齢六十歳以上の者
よして其跡を継ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家又は絶家若しくは廢家を再興したる戸主
及び戸主の嗣子或は承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡よ
定めたる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項よ當る嗣子或は承祖の孫よ
して戸主癡疾又は不具等よして一家の生計を營むこと
能はざるも非ず或は重罪の刑み處せられたるも非ずし
て戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者癡疾又は不具等にして一家
の生計を營むこと能はざるも非らず或は重罪の刑よ處
せられたるに非ずして戸主を罷め其跡を継ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又は相續人癡疾又は不具等よえて
一家の生計を營むこと能はざるも非ず或は重罪の刑よ
處せられたるも非ずして戸主の死亡跡若しくは戸主を罷
めたる跡を継ぐ者よして其跡を継ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を継ぎたる
戸主

第二十三條 第十八條 第一項第二項第三項第四項（陸海

○徴兵令

四十五

○徴兵令

四十六

軍生徒と除く）第十九條第二十一條も當る者と雖も第三十五條も示したる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以後も係る者の徴集と猶豫するの限みならず

第四章 徴兵區及び抽籤

第廿四條 徴兵區の軍管師管及び府縣の區域も從ふ其軍管も從ふものと軍管徴兵區と爲し師管も從ふものと師管徴兵區と爲し府縣も從ふものと府縣徴兵區と爲す但府縣の管地兩師管も分屬するもの師管毎も一區と設く
軍管及び師管の徴兵區域の別表も掲く

第二十五條 各鎮臺も屬する歩兵の其師管徴兵區限り其他

の諸兵の其軍管徴兵區限り之を徴集と但現役徴員及び其補充員不足とるとき歩兵の他の師管其他の諸兵の他の軍管徴兵區より之を補ふ
海軍及び近衛の諸兵の各軍管徴兵區も配當して全國より之を徴集と

第二十六條 抽籤の各府縣徴兵區限り之と行ふものと

第二十七條 籤の一郡區毎も籤丁の人撰と以て一名乃至三名の總代人と出して之を抽かしむ

第二十八條 抽籤の法は籤丁の數も應之籤札も兵種番號と記し籤箱も納れ籤簿掛の面前も置き籤丁名簿の順序も從

○徴兵令

四十七

○徴兵令

四十八

ひ其氏名を呼び總代人よ之を抽かしめ籤簿掛の抽籤の正否と監し抽き擧ぐる所の番號と高聲お呼ばしめ其籤札を受取り籤簿み氏名番號を記し籤札の總代人よ交付と

第二十九條 籤の其番號現役徵員の數お滿る迄と以て現役籤とし其餘を以て補充籤とと

第五章 補充員及び豫備徵員

第三十條 補充員の補充籤を抽きたる者と以一個年間之を充つ其期限内現役兵欠員とるとき又の戰時若くの事變も際し兵員を要とるとき其番號の順序み従ひ之と徵集と補充員の數の概ね現役徵員五分の二より少からざるもの

とと

第三十一條 補充員みして其期限内徵集の命あき者及び第十八條第三項の生徒みして二個年以上の課程を卒りたる者の年齢滿二十七歳迄之を第一豫備徵員とす

第三十二條 第十七條み當る者みして其年徵集の命あき者第十八條第二十一條み當る者みして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徵員を終りたる者年齢滿三十二歳迄の之を第二豫備徵員とす但第十七條も當る者第二豫備徵員と爲りたる後六個年間該條も掲ぐる資格と失ひたるときは現役も徵集す

○徴兵令

四十九

○徴兵令

五十

第三十三條 豫備徴員の戦時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す但第二豫備徴員を徴集するは後備兵と召集するときはみ限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄は年齢満十七歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄は戸主本人戸主おれば自身以下戸主とあるより本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業と記載の本籍戸長も届出可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄は年齢満二十歳と爲る者の其年の九月一日より同月十五日迄は書面を以て戸主より本籍の戸長へ届出可し若し届出の後翌年四月十日迄は異動と生きたるときは其事由を詳記し三日以内は本籍の戸長へ届出可し但二十歳未満にして現は服役する者の届出るも及ばず

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第九條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條但書に當る異動と生きたるときは其事由を詳記し其年の九月一日より同月十五日迄は戸主より本籍の戸長へ届出可し但九月十六日以後翌年四月十日以前本籍に當る者の三日以内は本籍の戸長へ届出可し

○徴兵令

五十一

○徴兵令

五十二

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地み於て徴集に應せんと欲するときは其居住する者(戸主)と以て證人と爲し八月十五日迄は戸主より其旨と本管廳に願出可し但三十條の届書の寄留地の戸長に差出可し

第三十八條 現役兵在營在艦中の定額の日給と與へ服食等と給す

第三十九條 疾病或の犯罪等みて期限に際し入營し難き者の其事由と詳記し其疾病に罹る者の醫師の診断書を添へ即日戸長に届出可し其事故止むるとき亦同し

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事故猶止まざるるとき之を翌年廻しの者と爲し翌年更に検査と遂げ他の徴員に先ち徴集と可し但戰時若くは事變に際し兵員と要るときは翌年徴集の期を待たず徴集す

第四十一條 兵役と免れんが爲め身體と毀傷を疾病と作爲し其他詐偽の所爲と用ひ又の逃亡若くは潜匿したる者又の正當の故なく検査所に參會せず又の第三十五條第三十六條の届出と怠りたる者の抽籤の法を用ひず直に現役徴集し又の翌年検査と遂げ第四十條に掲ぐる者み先ち抽籤の法を用ひず徴集と

第四十二條 常備現役年期の計算の總て其入營年の四月三

○徴兵令

五十三

○徴兵令

十日(第四十一條よ掲ぐる者ハ入營の當日)より起算し豫備役及び後備役年期の計算ハ其定例編入と可き年の四月二十日より起算と但禁錮の刑み處せられ又ハ監視^{かんし}を付せられ又ハ逃亡^{とうぼう}したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數ハ服役年期^{ふくえきねんき}み算入せと

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出と爲さる者及び檢査時日の指定と受け正當の故^{ゆゑ}ある其場所ハ參會せざる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金^{ばつぎん}と處と

第四十四條 兵役^{へいえき}と免れんか爲め逃亡^{とうぼう}し又ハ潜匿^{せんかく}し若くハ

身體^{おんたい}を毀傷し疾病^{しつへい}と作爲し其他詐偽の所爲ある者ハ一月以上一年以下の重禁錮^{じゆうきんこ}と處し三圓以上三十圓以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふか}と

第四十五條 本令施行の爲め^{ほんれいししかう}と要する規則^{きうくわん}ハ別^{べつ}と布達^{ふたつ}と以て之と定む^{さだ}

軍管師管	國名
第 第	武藏ノ内 (麴町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區 麻布區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區 本郷區 下谷區 淺草區 横濱區 荏原郡 南豊島郡 北豊島郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 新坐郡 入間郡

○徴兵令

○徵兵令

五十六

第 一		第 二	
高麗郡 比企郡 横見郡 秩父郡 兒玉郡 那珂郡 賀美郡 大里郡 旛羅郡 榛澤郡 男衾郡) 相模 甲斐 伊豆 上野 信濃ノ内 (南佐久郡 北佐久郡 小縣郡 埴科郡 更科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	武藏ノ内 (本所區 深川區 南葛飾郡 北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡) 安房 上總 下總 常陸 下野	陸前ノ内 (仙臺區 名取郡 柴田郡) 磐城 岩代 羽前 越後 佐渡	陸前ノ内 (宮城郡 里川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 本吉郡 挑

第 二		第 三		第 七	
生郡 牡鹿郡 氣仙郡) 陸中 陸奥 羽後	尾張ノ内 (名古屋區 愛知郡 葉栗郡 中島郡 海東郡 海西郡 知多郡) 信濃ノ内 (東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 上伊那郡 下伊那郡 諏訪郡) 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内 (南牟婁郡 北牟婁郡)	尾張ノ内 (東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡) 美濃 加賀 能登 越中 飛騨 越前	攝津ノ内 (東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡) 紀伊ノ内 (和歌山區 名草郡 海部郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 東牟婁郡 西牟婁郡) 山城 大和 河内 和泉 近江 伊賀		

○徵兵令

五十七

○徵兵令

五十八

七 第	六 第	五 第		四
		十第	九第	八 第
	二第十	一第十		攝津ノ内 (神戸區 西成郡 島上郡 島下郡 豊島郡 能勢郡 八部郡 菟原郡 武庫郡 川邊郡 有馬郡) 播摩 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡 伯耆
				安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門
				阿波 讃岐 伊豫 土佐
				肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩
				豊前 豊後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對島
				渡島 後志 石狩 天鹽 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島

軍管ハ軍團の諸兵師管ハ師團の諸兵ト徵集ト徵兵ハ現

今沖繩縣よ之と行ハト北海道よ於ては第七軍管の鎮臺
を設くる迄函館縣管下函館江差福山三個所ト限リ之ト
行ハ第二軍管の管轄よ屬せしむ

徵兵令 終

○徵兵事務條例

布達第拾八號

十七年七月十九日

徵兵事務條例別冊ちようはいじむてうれいの通相定むとほりあひさだ

右布達候事

(陸軍海軍兩卿連帶)

○徵兵事務條例

五十九

○徵兵事務條例

六十

別冊

徵兵事務條例目錄

- 第一章 徵兵事務官及其職掌
- 第二章 徵兵檢査所及び徵兵署
- 第三章 各自屆出
- 第四章 下調
- 第五章 徵員配當
- 第六章 檢査準備
- 第七章 檢査
- 第八章 抽籤準備
- 第九章 抽籤
- 第十章 簿冊表面調製
- 第十一章 現役兵編入順序

- 第十二章 新兵入營前ノ扱
- 第十三章 歸休歸省
- 第十四章 補充員及び豫備徵員
- 第十五章 一年志願兵
- 第十六章 臨時徵兵事務
- 第十七章 雜則
- 第十八章 附則

徵兵事務條例人民用抄

- 第五章 徵員配當
- 第三十二條 毎年徵集と可き陸軍新兵の員數の陸軍卿之と
告示し海軍新兵の員數の海軍卿之と告示と可し
- 第六章 檢査準備

○徵兵事務條例

六十一

○徵兵事務條例

六十二

第四十條 壯丁中疾病處刑又ハ逃亡失踪等ニテ検査所ヨリ出頭せざる者あるときハ戸主或ハ親族の者ヨリ逃亡失踪等の者ハ其事由書キ戸長の奥書證印憲兵部若クハ警察署の證認ト受け疾病の者ハ醫師の診斷書(第五書式)處刑中の者ハ刑名宣告書寫シ以テ郡區長ト經テ徵兵検査所ニ届出可シ但起居自在ニある疾患者トシテ車駕等ト用ふるも出頭せざる者ハ其家ニ就キ之ト検査シ若クハ他の検査所ニ出頭せしむる等府縣駐在官府縣兵事課長商議シテ之を處分ト可シ

第七章 検査

第四十二條 検査ハ概ね十一月十日ヨリ始め第三十四條ニ

掲ぐる所の諸員徵兵検査所を巡行シ其事務ト調理ト

第四十三條 戸長ヨリ検査の達を受けたる者ハ戸長ニ從ヒ

指定の日時ニ其場所ニ出頭シ府縣駐在官府縣兵事課長の面前ニ於テ身體の検査を受ク可シ

第四十四條 身體検査ト爲るときハ郡區駐在官區長列席シ郡區駐在官ハ壯丁名簿壯丁異動名簿中徵兵の部ニ記載シたる順序ニ壯丁ト呼出し醫官ハ徵集検査規則ニ據リ體格ト検査シ合格の者ハ更ニ其體格の等位ト區別ト不合格の者及ヒ身幹四尺九寸未滿の者ハ地方醫員トシテ之ト検査

○徵兵事務條例

六十三

○徵兵事務條例

六十四

表きみ記ち註ちせしめ醫官之を捺印して府縣駐在官に差出を可し但たゞし四尺九寸未滿の者及よひ不ふ合格者がくの骨相こつさうの檢査表を記註せると要せと唯其尺度并あ骨相の部ぶ主任の醫員捺印を可し

第四十七條

壯丁中癩癩、狂病、白痴、夜盲、聾、啞、遺尿等の

如ごとき疾病あり其狀を申告せんとする者の平素其病狀と熟知する近隣きんりんの戸主二人以上の證書と添そへて檢査所へ申出可し醫官の於て相違ありしと認定せるときの之のみ奥書證印を可し若し認定せるときの能よりさるときの府縣駐在官の致と可し駐在官の之と徵集の部ぶ加ふ可し

第五十三條

近衛諸兵の總て品行方正たいかくまつともけんとして且體格最健

全ぜんふる者より之と撰あらふ可し其身幹砲兵ほうへいの五尺五寸以上歩兵騎兵工兵の五尺三寸以上の者たる可し

第五十四條

鐵臺てんたいに屬ぞくする諸兵の身幹砲兵の五尺五寸以上

歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺三寸以上の者たる可し若し不足たりるときは砲兵の五尺四寸以上歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺二寸以上の者として之これを充あて仍なほ不足たりるときは臨りん時其定尺と減けんせるとある可し

第五十五條

陸軍雜卒りくぐんざつぞつ又また職工ちやくこうとして徵集ちやくしゆする者の身幹五

尺以上をみして雜卒又また職工の勤務きんむは適當てきたうの者より之と撰あら

○徵兵事務條例

六十五

○徵兵事務條例

六十六

ふ可しと雖も若し所要の人員不足とるときは其體格五種兵み亞く者又ハ身幹四尺九寸以上として各其勤務に堪ふ可き者より之と撰ふ可し

第五十六條 海軍兵ハ左に掲ぐる項目の順序に従ひ之と撰ふ可し其身幹水兵火夫ハ五尺以上と定尺とぞ

第一項 航海學又ハ機關學卒業の者

第二項 西洋形船舶に乗組の者

第三項 瀛車或ハ諸製造所等ハ於て機關手又ハ火夫の業に従事とる者

第四項 現ハ前諸項の職業に従事せと雖も一個年以

上當て之に従事せし者

第五項 日本形五百石以上の船舶に乗組の者

第六項 日本形五百石未滿の船舶に乗組の者

第五十七條 海軍職工として徵集とる者の身幹四尺九寸以上として其勤務に適當の者より之と撰ふ可し

第八章 抽籤準備

第六十二條 籤丁名簿ハ籤丁の姓名住所を記し又籤札ハ左式の如く厚紙と凡そ方三寸又切り之と四つ折にして中分と拈り合格者の數に應し調製を可し

○徵兵事務條例

六十七

○徵兵事務條例

近衛（鎮臺）

籤札

（海軍）

何兵第何番

第十一章 現役兵編入順序

第七十四條

現役兵げんぱきへい編入へんにんの順序ハ左の如し

- 一 徵兵令ちようへいし第四十一條あたに當る者
年齢の順序又同年齡の者ハ誕生月日の順序よに従ふ
- 二 徵兵令第四十條よに當る者
第一項の者もじハ亞つ々ねんたい年齢の順序又同年齡の者たんハ誕生月日の順序よに従ふ

三 徵兵令第十條に當る者

第二項の者ハ亞々年齢の順序又同年齡の者ハ誕生月日の順序よに従ふ

四 現役當籤の者

第三項の者つハ亞々當籤番號の順序よに従ふ

五 補充當籤の者

歩兵はへい編入あつして師管徵兵區しくわんちようへいくわ内其他そなたハ軍管徵兵區内ぐんぱんちようへい平均へい當籤番號の順序よに従ふ

第十二章 新兵入營前の扱

○徵兵事務條例

○徴兵事務條例

七十

第七十六條 現役籤^{げんえきせん}に當りたる者の入營^{にふかひ}の命を待つものあるか故五日間^{わつよく}に往復^{あは}する能^{あた}はざる地^ちに^{ゆる}出ると許さず

第七十七條 新兵^{しんぺい}の概ね^{おほむね}毎年四月二十日より五月二十日迄に入營せしむ可し

第八十條 新兵入營^{しんぺいはいふかひ}の期^きに臨み父母^{ちやうひやう}の重病^{じゆうびやう}或は死没^{しぼつ}等の故を以て入營延期^{はいんき}と願ふ者の戸主^{とねぬし}又は親族^{おんぞく}の者より事實^{じじつ}を

詳記^{しやうき}し(其重病の醫師の診断書^{しんぱんしよ}第五^ご書式^{しよしき}を添へ)戸長^{とねぬし}郡區長^{ぐんくわうちやう}與書證印^{あふじういん}し郡區駐在官^{ぐんくわちゆうざい}を経て府縣駐在官^{ふけんちゆうざい}に願出^{ねがひだす}るに於ては詮議^{せんぎ}の上十四日以内^{えんき}の延期^{えんき}と許^{ゆる}と可し

第八十二條 入營延期^{はいんき}の許可^{きょか}を得たる者^{しや}期滿^{きまん}つれの即日^{じつじつ}に

長^{とねぬし}み届出^{とけだす}戸長^{とねぬし}の直^{ちゆう}み出發^{しゅつぱつ}せしめ其旨^{そのしめ}と近衛局鎮守府^{きんゑいしよちゆうしゆ}又は入營地^{はいんち}の後備軍司令部^{こうびぐんしんめいぶ}に届出可し

第八十三條 新兵入營^{しんぺいはいふかひ}の期^きに臨み其身^{そのみ}疾病^{しやうびやう}犯罪^{ざいひん}等^{らう}よて入營^{はいん}し難^{がた}き旨^{しめ}戸長^{とねぬし}に届出るときは戸長^{とねぬし}與書證印^{あふじういん}し郡區長^{ぐんくわうちやう}を経て近衛局鎮守府^{きんゑいしよちゆうしゆ}又は入營地^{はいんち}の後備軍司令部^{こうびぐんしんめいぶ}に届出可し其事故^{じこ}止むとき亦^{また}同し尤^{もつと}も疾病^{しやうびやう}延^ひひて十五日以上^{じふごじちじついじやう}に及ぶ者の最初^{さいしよ}届出^{とけだす}の日より二十日毎^{まい}に届出^{とけだす}其年九月一日^{しやうごうじちじつ}に^{ゆる}至るも事故^{じこ}尙^{なほ}止まざる者の本人^{ほんにん}所持^{しよじ}の番號^{ばんごう}割符^{かりふ}を添^そへ同月十五日^{じふごじちじつ}限り郡區長^{ぐんくわうちやう}を経て府縣廳^{ふけんてい}に差出^{さしだす}し府縣廳^{ふけんてい}より之と徴兵署^{ていへいしよ}に送^{おく}る可し

○徴兵事務條例

七十一

○徵兵事務條例

七十二

第八十四條 新兵入營前甲府縣より乙府縣に轉籍又ハ全戸寄留する者の即日戸主より甲府縣戸長に届出戸長の郡區長を経て府縣廳に届出可し又乙府縣に到着するときは甲府縣の當籤番號を以て番號割符を添へ届出可し然るときは甲府縣の當籤番號を存し他日入營の時に至り乙府縣同番號の者み次て入營せしむ可し但本人より轉籍又ハ全戸寄留の旨を甲乙府縣の郡區駐在官に届出可し

第十三章 歸休歸省

第八十五條 徵兵例第十七條に照して徵集に猶豫するハ抽籤以前該條項に當る者に限る但戸主若くハ父兄等死没し

又ハ重罪の刑に處せられ或ハ癡疾不具等とあり本人を要するにあらざれば一家の生計を營むこと能はざるときは詮議の上郷里に歸休せしめ又ハ第一豫備徵員に編入と抽籤後養子又ハ他家の相續人とあり前項の事故を生ずるも詮議み及んと

第八十六條 前條但書に當る者の戸主又ハ親族の者より其事由を詳記し戸籍寫若くハ刑名宣告書寫若くハ醫師診斷書第五并ハ同郡區内現役兵の戸主たる者二人以上として事實と證せしめ戸長郡區長與書證印の上郡區駐在官を経て府縣駐在官に差出し該官の後備軍司令官を経て近衛局

○徵兵事務條例

七十三

○徵兵事務條例

七十四

鎮臺或ハ鎮守府ヲ申牌シ近衛局鎮臺ハ陸軍省ハ鎮守府ハ海軍省ハ開申ヲ可シ但癩疾不具等ノ者ハ陸海軍醫官ヲシテ地方醫師診斷書ノ當否ト判定セシメ又ハ府縣駐在官及ヒ其地陸海軍醫官トシテ其家ハ就テ檢査セシむることある可シ

第八十九條 現役兵在營在鑑中父母ノ重病或ハ死亡等ヨテ歸省ヲ願フときハ其戶主又ハ親族ノ者ヨリ事實ト詳記シ第五（其重病ハ醫師ノ診斷書書式ト添ヘ）戶長郡區長ノ奧書證印ト以テ直ニ本人所屬ノ隊或ハ鎮守府ヲ願出ルル於テハ詮議ノ上往復ヲ除キ十四日以内ノ歸省ト許ス可シ尤モ旅費ハ自辨タル可シ但生兵二等若水兵二等若火夫ノ卒業ム

至ラト或ハ臨時ニ演習觀兵ノ舉あるとき又ハ航海中ハ本條ノ限ミ在ラズ

第十四章 補充員及ヒ豫備徵員

第九十條 補充員ハ臨時補缺ト除クノ外鎮臺ハ於テ毎年九月一日ノ現役兵缺員ハ應シ概ね十月二十日より同月三十一日迄入營するものと但近衛兵海軍兵ハ在テハ近衛局海軍省より所要ノ人員ト九月二十日迄ハ陸軍省ハ通牒シ陸軍省ハ之ヲ各軍管ハ賦課ヲ可シ

第九十一條 補充員入營ノ期ハ臨ミ疾病又ハ犯罪等ハ入營スル能ハス者ハ其事實ト詳記シ本人所持ノ番號割符

○徵兵事務條例

七十五

○徴兵事務條例

七十六

と添へそ（疾病の醫師の診断書第五書式）を添へ、速小戸長小届出可し戸長の奥書證印し郡區長を経て府縣廳小差出と可し該廳が、ちよう小於ての其次番號の者より順次ゆんじ小繰上げ徴集人員ちゆうじつと充實し入營せしめ其旨を府縣駐在官小通牒と可し

第九十四條 補充員の十日間小往復とること能よひさる地よ出るを許ゆるさと然れとも已やむと得えざる事故と生し其日限と越こゆる地小出てんことと欲ほとる者の事實并み往先と詳記し戸長郡區長の奥書證印と受け郡區駐在官小出願と可し

第九十五條 補充員ほすちゆういん小して現役と志願しやくわんとる者の本人の願書と親族連署けんしよし戸長郡區長の奥書證印を受け郡區駐在官小

願出るときねがひいづの詮議の上たうせんぎんがう當籤番號の順序たうせんぎんがうと拘かひらと補充員徴集同時之を入營せしむ可し

第九十六條 補充員身上むどうと異動しやうどうと生とるときいなきの戸主又の親族の者より三日以内いなき小戸長小届出とんけいし戸長郡區長奥書證印し郡區駐在官を経て之を府縣駐在官小届出可し

第九十七條 補充員小して甲府縣かふふけんより乙府縣おつふけん小轉籍てんせき又また全戸寄留とる者の第八十四條の例と據る可し

第九十八條 補充員小して第八十五條たひしご但書たひしご小當る事故を生し徴集猶豫ちゆうじしゆいと出願とる者の第八十六條の手續てつじ小據り主務省小開申と可し但主務省小於ての詮議の上第一豫備徴員

○徴兵事務條例

七十七

○徴兵事務條例

七十八

編入と可し

第九十九條 第一豫備徴員身上に異動を生ずるときは戸主
又ハ親族の者より三日以内ハ戸長ハ届出戸長の第九十六
條の例ハ據リ之を處分とへし

第一百條 第一豫備徴員として十五日間ハ往復とること能ハ
ざる地ハ旅行せんと欲する者の其往先と詳記し戸長郡區
長を経て郡區駐在官に届出て然る後旅行と可し但其届書
みの旅行中徴集の命あるときハ直ハ之を通牒と可き者の
姓名住所を記入と可し

第一百一條 徴兵令第三十二條ハ據リ第二備徴員とある者の
其年四月二十日ハ至れハ別ハ命あくして第二豫備徴員ハ
編入せられたる者と心得可し

第二豫備徴員年齢三十三歳とある年の四月廿日ハ至れハ
別ハ命あくして國民兵役ハ編入せられたる者と心得可し

第一百二條 補充員服役年期の計算ハ現役兵と同じく四月二
十日より起算し第一豫備徴員服役年期の計算ハ其編入と
可き年の四月二十日より起算と可し但第八十七條ハ當リ
第一豫備徴員とある者の其入營年の四月廿日より起算す
第十五章 一年志願兵

第一百三條 徴兵令第十一條ハ據リ一個年間現役ハ服せんこ

○徴兵事務條例

七十九

○徵兵事務條例

八十

と志願する者の毎年九月一日より同月十五日迄は其願書第二十と戸長は差出と可し戸長は之を奥書證印し郡區長を経て十月一日限り府縣廳は差出し府縣廳より之を徵兵署に送る可し

第一百四條 志願者の當分の内各自の志望は由り歩兵看護卒及び看馬卒の内は就き其種類と撰ひ出願することを得

第一百五條 食料被服等の自辨金は一名金壹百圓にして其現品の官より之を支給す但自辨金の二月一日迄は府縣廳を経て鎮臺に納む可し

徵兵令第十一條第二項は據り若干月にして歸休と命した

る者ハ其殘金を返付す可し

第一百八條 志願兵現役一個年を終れば六個年間豫備役は服す可し

第一百九條 志願兵中品行方正勤務勉勵にして技藝に熟達し下士の任に堪ふ可き者ハ其適任證書を付與と可し又教育上拔群の結果を得たる者の豫備役下士に任し士官適任證書を付與す可し

第一百十條 志願兵検査所往復及び入營歸郷の旅費は總て自辨とす

第十六章 臨時徵兵事務

○徵兵事務條例

八十一

○徴兵事務條例

八十二

第百十一條 戰時若くは事變に際し兵員を要するときは左に掲ぐる項目の順序に従ひ徴集す可し

- 一 徴兵令第四十條の事故止みたる者
- 二 補充員
- 三 第一豫備徴員
- 四 徴兵令第十七條に當り徴集と猶豫せし者
- 五 第二豫備員

第百十二條 豫備徴員の年次を逐ひ服役日尙淺き者より當籤番號の順序に従ひ之を徴集し又徴兵令第十七條に當り徴集と猶豫せし者の項目及び當籤番號の順序に従ひ之を

徴集す。

第百二十條 國民兵と徴集とするの方法は別よ之を定む

第十七章 雜則

第百二十一條 徴兵令第十條に據り現役志願の者の其願書第二十條に戸長郡區長の奥書證印を受け徴兵検査所より出願し可し但検査所に往復の旅費に合格者より限り官給す

第百二十二條 徴兵令第十七條第十八條第一項乃至第三項及び第十九條に當る者年齢滿二十七歳以下にして現役を志願するときは前條の手續を以て徴兵検査所より出願を可し但旅費の前條に同じ

○徴兵事務條例

八十三

○徴兵事務條例

八十四

第二百二十二條 徴兵令第十一條及び第十八條第二項の卒業證書の學期二個年以上の學校に於て二個年以上の課程を卒りたる證書に限る

第二百二十四條 徴兵令第十七條に當る者と徴集せらるるときに其項目の順序に従ふ可し

第二百二十五條 徴兵令第十七條第一項及び第二項の兄弟の同戸籍中の實兄弟に限る

第二百二十六條 徴兵令第十七條第一項の兄弟同時徴集に當り検査の上共々合格するときは其願を據り一人と猶豫と可し

前項の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは各自届出と爲す年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長に願出本籍戸長に届出可し

第二百二十七條 武官并に陸海軍生徒の兄弟の徴兵令第十七條第一項第二項に據るの限に在らず

第二百二十八條 豫備兵後備兵召集中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者の兄弟徴集に當るときに徴兵令第十七條第二項に據り徴集猶豫に屬せ可し

第二百二十九條 徴兵令第十七條第一項の現役兵の兄或は弟一人の徴集に猶豫とへしと雖も現役中の者其年四月現役

○徴兵事務條例

八十五

○徵兵事務條例

八十六

滿期或ハ脱走中又ハ歸營償勤中あるときハ徵集ハ應シ可シ

第三百十條 徵兵令第十七條第十八條第十九條及ハ第二十條ニ當リたる者七個年間ハ其資格ト失ヒたるときハ徵集すと雖モ更ニ徵兵令第十七條及ハ第十八條第七項ニ當ル者并ニ陸海軍生徒トある者ハ徵集猶豫ニ屬シ可シ

第三百十一條 各自届出後即チ九月十六日以後ニ於テ徵兵令第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生徒を除ク第十九條及ハ第二十一條ニ當ルモ徵集猶豫ノ限ニ在ラズト雖モ翌年四月十一日以後九月十五日迄ハ該條項ノ名稱を得たる

者ハ徵集猶豫ニ屬シ可シ

第三百十二條 徵兵令第十八條第三項ノ生徒ニシテ二個年以上ノ課程ト卒リたる者ハ同令第三十一條ニ據リ第一豫備徵員ニ編入シ可キト以テ徵兵検査時限ニ至レハ郡區長より其學校ニ通牒シ最寄ノ徵兵検査所ニ出願セシメ身體ノ検査を受けシム可シ

第三百十三條 徵兵令第十八條第三項ニ掲ケたる官立大學校ニ準シテ官立學校ハ左ノ如シ

- 一 工部大學校
- 二 農商務省駒場札幌農學校

○徵兵事務條例

八十七

○徵兵事務條例

三 司法省法學校

第三百三十四條 徵兵令第十八條第一項第二項第三項第四項
第十九條第二十條第五項及第二十一條及第二十一條又當る者其事故
止みたるときハ學校長若クハ所屬長より本人所管の府縣
廳つうてふ及通牒つうてふと可し

第三百三十五條 徵兵令第十九條掲ぐる修業一個年以上の
課程くわていと卒そとりたる生徒とハ該校み於て其課程を卒そとりたる者
のみ及限らと他の學校より入學し一個年以上の課程と卒
りたる生徒及編入へんによせられたる者またがいて亦該條及據り徵集猶豫及
屬と可し

第三百三十六條 官吏くわんり判任はんにん以上いじやう及ひ戶長こゝろの徵兵令ちゑいけい第二十條第一項
及據り召集と猶豫と雖も進官吏の該條項及據り召集と
猶豫ゆるよとるの限かぎみ在らと

第三百三十七條 附籍よせき戶主と及ひ其嗣子そのい或あるハ承祖あやうその孫そんの徵兵令
第二十二條第一項及據り徵集と雖も其戶主及徵兵令各自
届出期限すまは即すなはち九月十五日い以前ぜんより一戶せつりよと設立とるときハ徵
兵令第十七條第三項及ハ第五項及據り徵集猶豫及屬と可
し但分家ぶんけし又ハ絶家ぜつか若わかくハ廢家はいかと再興さいこうしたる戶主及して
更さらみ附籍よせきしたる後別べつみ一戶せつりよと設立とするも本條の限及在ら
と

○徵兵事務條例

○徴兵事務條例

九十

第三百二十八條 徴兵令第二十二條第四項の嗣子或の承祖の孫の徴集すと雖も其戸主分家又の絶家廢家再興後廢疾不具等とあり一家の生計と營むこと能はざる時又の重罪の刑に處せられたる時其徴集猶豫に屬し可し

第三百二十九條 徴兵令第二十二條第二項の嗣子或の承祖の孫の徴集すと雖も各自届出と爲す年の九月十五日迄前嗣子承祖の孫若くは相續人中の者廢疾又の不具等とあり一家の生計と營むこと能はざる者み齊しき時又の重罪の刑に處せられたる時其徴集猶豫に屬し可し

第四百十條 徴兵令第二十二條第二項に當る嗣子或の承祖の孫として其第六項に據り戸主とありたる者及び其第七項の戸主の徴集すと雖も其徴集に應じ可き年の一月迄は前戸主同籍中已に六十歳に至るか又各自届出と爲す年の九月十五日迄は廢疾又の不具等とあり一家の生計と營むこと能はざる者み齊しき時又の重罪の刑に處せられたる時其徴集猶豫に屬し可し

第四百十一條 徴兵令第十七條第三項第二十二條第三項及び第七項に掲ぐる六十歳又同令第二十二條第五項及び第九項に掲ぐる五箇年の徴集に應じ可き年の一月を以て分界と爲し可し

○徴兵事務條例

九十一

○徴兵事務條例

九十二

第百四十二條 徴兵令第十八條第五項第六項に當る者の事故の存ぞんする間徴集猶豫ざくに屬すと雖も毎年検査所きふつところに出頭し身體しんたいの検査を受く可し

第百四十三條 徴兵検査呼出又の入營にように際するときは民事訴訟しんじゆの爲め裁判所の召喚せうくわんありと雖も検査又の入營日時と延期せず

第百四十四條 戦時せんじ若くは事變じへんに際しては第八十條第八十五條但書及び第八十九條に當る事故生ると雖も詮議せんぎ及いそ

第百四十五條 徴兵令第十七條第四項及び同令第二十二條の諸項しよこうに當る廢疾はいじつ又の不具等ふぐとうにして一家の生計せいけいと營むこと能あたいざる者の徴兵検査所よひだに呼出し検査す可し但起居ききよ自在ざいからざる疾患しんとして車駕等くるまがとうを用ふるも出頭しゅつとうする能あたいざる者の府縣駐在官醫官及び府縣兵事課長其家いけに就き検査することある可し

第百四十六條 前條の者他府縣たふけんに寄留きりうし該地がいちに於て検査を受けんと欲ほつするときは適齡者てきれいしやの各自届出各自ひいでを爲そ年の八月十五日迄きりうち其旨を寄留地きりうち戸長こちやうに願出ねがひいで本籍戸長ねがひいでに届出可し

第百四十七條 徴兵署閉鎖後徴兵令第三十六條に當る者の翌年みくねん之と徴集めいしゆと可し

○徴兵事務條例

九十三

○徴兵事務條例

九十四

第四百四十八條 徴兵令第四十一條に當る者其年疾病或は犯罪等よて期限に際し入營すること能はしめて九月一日に至るも事故尙止まざるときは翌年更ふ検査と遂げ仍は先入兵として徴集を可し

第四百四十九條 徴兵令第四十一條に當る者よして爾後同令

第四十七條第十八條 第四項第五項第六項 第八項第九項を除く及び第十九條に該

當ると雖も徴集猶豫の限みならず

第五百五十條 徴兵既行の地在籍の者よして沖繩縣及び北海道の内徴兵未行の地を轉籍し更は他の府縣に寄留する者の寄留地に於て各目届出を爲し其本籍の者と同じく徴集

を應と可し

徴兵未行の地は單身寄留の者の本籍地を歸り應と可しと雖も全戸寄留の者の徴集猶豫は屬と可し

第五百五十一條 徴兵令第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出と怠り又は兵役を免れんか爲め身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡潜匿したる者又は正當の故なく検査所を參會せざる者あるとき普通治罪法の手續に據り之を告發を可し

第五百五十二條 徴兵署又は徴兵検査所を差出を可き願書の三通届書の二通徴兵署宛よて差出を可し

○徴兵事務條例

九十五

○徴兵事務條例

九十六

第十八章 附則

第百五十三條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄は満二十歳とありたる者として舊徴兵令第二十八條は當り國民軍の外免役は屬する者新徴兵令は照し常備年期の第七年検査時限内は在て名稱を罷めたるときは更は徴集は應せしめ其第七年検査時限を經過する者の舊徴兵令は處分せし儘之を名簿は据へ置く可し

第百五十四條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄は満二十歳とありたる者として舊徴兵令第二十九條第三十條第三十一條及び第三十四條は當り平時免役又は徴集猶

豫は屬する者新徴兵令は照し常備年期の第七年検査時限内は在て名稱を罷めたるときは更は徴集は應せしめ其第七年検査時限を經過する者の新徴兵令第三十二條は據り第二豫備徴員と爲る可し

第百五十五條 現今豫備兵服役中の者の最初豫備軍は編入せし年の四月二十日より起算し四個年の役は服せしめ満期の後後備兵役は服せしむ但定期は在らして臨時豫備軍は編入せし者の其編入せし日より起算し四個年の役は服せしめ満期の後後備兵役は服せしむ

第百五十六條 現今後備兵服役中の者の最初後備軍は編入

○徴兵事務條例

九十七

○徵兵事務條例

九十八

せし年の四月二十日より起算し五個年の役を服せしめ満期の後國民兵役を服せしむ但定期を在らんとして臨時後備軍を編入せし者の其編入せし日より起算し五個年の役を服せしめ満期の後國民兵役を服せしむ

第百五十七條 舊徵兵令第三十六條を據り第一豫備徵兵服役中にして年齢二十七歳を経過せし者及び現み第二豫備徵兵服役中の者の新徵兵令第三十二條を據り第二豫備徵兵と爲す可し

第百五十八條 新徵兵令第二十二條の諸項を當る者と雖も其事柄の明治六年一月十日即ち徵兵令創定以前に係る者

ハ該條項を以て處分するの限を在らむ

第百五十九條 明治十六年十二月迄の年齢満二十歳とありたる者として舊徵兵令第六十條第六十一條及び舊徵兵事務條例第百八十條の届出と怠たる者明治十七年九月十五日迄の届出さるときの新徵兵令第四十三條を據り處分す可し

達甲第三拾六號

十七年八月十五日

徵兵事務條例布達に付陸軍徵兵事務取扱手續左の通相定候條此旨相達候事

○陸軍徵兵事務取扱手續人民用抄

○陸軍徵兵事務取扱手續

九十九

○陸軍徵兵事務取扱手續

百

第九項 壯丁の身体検査の上合格者の等位と甲乙の二種を區別し体格強壯の者と甲種とし体格甲種を亞と五種兵を適せざるものと乙種とをへし

第十項 砲兵を編入せべき者の体格最健全にして視力清明ある者より之を撰ふへし

第十一項 騎兵を編入せべき者の成るべく資質敏捷にして馬匹を使用せざるを慣れ其体格の筋肉肥満を過ぎず又瘦瘠を免せしと上体と下体とを比較して股脚稍長き者より之を撰ふへし

第十二項 工兵を編入せべき者の成るべく木工石工竹工船工車工鍛工靴工桶工泥工馬具職屋根職茅屋根木挽職摺物職建具職穴藏職井戸堀職捧削職節職袖職舟夫等より之を撰ふへし

第十三項 輜重兵を編入せべき者の成るべく馬匹を使用せざるを慣れ且讀書算術を爲し得る者より之を撰ふへし

第十四項 歩兵を編入せべき者の職業又の技能の有無を問はず身体輕捷にして銃器を執り能く労働を堪ゆる者を採用せし

第十五項 近衛兵適當の者不足とるとき其不足の鎮臺諸兵適當の者より身幹体格品行を撰み之を補ふへし

○陸軍徵兵事務取扱手續

百一

○陸軍徴兵事務取扱手續

百二

第十六項 雑卒若くは職工適當の者不足るとき其不足の体格の五種兵に亞く者より之と補ひ尙不足るときは身幹四尺九寸以上にして体格甲種の者より之と補ふものとす

第十九項 徴集相當にして合格の者抽籤以前現役を志望するときの徴兵署に於て身幹職業に従ひ現役編入順序に據て許可すへし

第二十項 徴兵事務條例第二百二十二條に當る志願者の徴兵令第十條に當る者の次に列し又前條の志願者の尙は其次に列し之と現役を編入せしめし

第二十一項 一年志願兵合格の者の抽籤の法と用ひと年齢の順序又同年齢の者の誕生日の順序に従ひ別府縣及び種類毎に一貫の番號と附せしめし

徴兵事務條例 終

○古物商取締條例

第五拾號

古物商取締條例別冊の通制定し明治十七年二月一日より施行す

右奉_ニ 勅旨一布告候事

○古物商取締條例

百三

○古物商取締條例

百四

明治十六年十二月廿八日

太政大臣三條實美
内務卿 山縣有朋

別冊

古物商取締條例

第一條 古物商といふ古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、漬金銀と賣買とる營業者を云ふ

袋物屋、小間物屋、籠甲屋、時計屋、鋸屋、箔打屋、煙管屋として其營業に屬する古物と賣買交換する者及び刀劍商の此條例に準據すべし

第二條 古物商の管轄廳(東京府の警視廳)の免許と受べし

第三條 古物商品物と賣買し又の交換したるときは警察官

よ於て其物品及び賣主讓主と調査とるよ差支あき様簿冊よ記載し且買主讓受主と詳よとることを得たるときは之と記載すべし

第四條 身元詳あらざる者より物品と買取り又の交換とることを得ず但し身元詳ある者其證人たるとき又の警察官若くは巡査の認可を受けたるるときは此限あらず

第五條 十五年未滿の者白痴風癲者及び雇人(雇主の家にある者)より物品と買取り又の交換とることを得ず但父母後見人雇主又の身元詳ある者其證人たるときは此限あらず

○古物商取締條例

百五

○古物商取締條例

百六

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品の其賣却し得べきことと證明する證人貳名以上あるハ非ざれば之と買取り又の交換とすることを得と
前二項は違背したる者の警察官の命より無代價にて物品を取戻さることあるべし

第六條 古物商の營業者たると否とを問ひて盜罪詐欺取財の罪又の刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品と買取り又の交換し及び寄藏するときは警察官の許可を受くべし違ふ者の一月以上三年以下の重禁錮又の三十圓以上三百圓以下の罰金處を

第七條 古物商の自宅又の許可を受けたる市場及び賣主讓主の居宅の外ハ於て物品と買取り又の交換することを得と
第八條 刀劍又の之と仕込たる器具の身元詳みらざる者及び盜罪賭博の處斷を受けたる者ハ賣渡讓渡し又の露店及び路傍ハ於て賣渡讓渡しとことを得ず

第九條 古物商物品を他府縣ハ運送せんとするとき又の他府縣より受取りたるときは其物品の目錄と所轄警察署ハ届出づべし警察官は時宜ハ依り荷作と解き物品と検査し之と差押ふることあるべし但費用は届人之と擔當とへし

第十條 贓物の品觸あるときは到達したる年月日時と其品

○古物商取締條例

百七

○古物商取締條例

百八

觸寫書に附記をへし

第十一條 品觸到達以後一年内、類似の物品を買取り又は交換し及び寄藏したるとき若くは其以前小得たるまゝ所持したるときは直に所轄警察署に届出づへし若し届出でずして其理由と辨解をすること能はざる者は第六條の刑に同じ

第十二條 物品の賣買交換と記載したる簿冊及び品觸寫書の十年間保存をせし若し亡失したるときは直に所轄警察署に届出づべし

第十三條 警察官の何時たりとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査を爲し時宜に依り其物品と差押へ又の時々簿冊を差出さしめ之と検査をすることあるべし古物商の之と拒むことと得ず

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又ハ詐偽の届出を爲したる者の貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條第四百一條の處断を受けたる古物商の管轄廳（東京府の警視廳）に於て三月以上三年以下の特別取締に附することと得

○古物商取締條例

百九

○古物商取締條例

百十

第十六條 特別取締とくべつとさびしまりに附せられたる者の尙左の項目しょうさのこうむくより従ふべし

一 物品と買取り又の交換かうかんしたるときは其賣主讓主の住所氏名年齢及ひ物品の形狀ねんれい（徽章番號柄摸樣損所の類）と云ふ）價額かかく年月日時と簿冊を記載すべし

二 日出前ひのでまへ日没後ひのしほごの物品と買取り又の交換し及ひ寄藏きざうとすることを得ず

三 營業者ぎやうしやにあらざる者より物品と買取り又の交換したるときは其物品と原狀げんじやうの儘五日間保存ほぞんすべし

四 物品と賣渡うりわたし又の交換したるときは其物品の形狀價額

年月日時と簿冊を記載し且買主讓受主の住所氏名年齢と知り得たるときは之を記載すべし

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊と所轄警察署しよかくちやに差出し其検査けんさを受くべし

六 住所と移轉うつてんし又の旅行りよかうし又の他人と寄泊同居せしめんとするときは所轄警察署の認可を受くべし

第十七條 前條に違背むはいしたるもの三圓以上三百圓以下の罰金ばつぎんに處す

第十八條 特別取締に附せられたる者第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金に處せられたるときは直ぐ之を

○古物商取締條例

百十一

○古物商取締條例

百十二

納完せしむ若し納完せざる者の留置せらるゝとあるべし

第十九條 古物商一年内此條例を再犯したるときは行政の處分と以て其營業を禁止し又ハ停止することを得

第二十條 此條例を犯したる者ハ刑法の數罪俱發の例と用ひそ

第二十一條 此條例を犯して買取り又ハ交換したる物品贓物ハ係るものハ營業者ハ依ると否と問はず警察署ハ於て之と追徴して被害者ハ還附とへし若し被害者知れざるときハ之と領置し一年の後官沒と

第二十二條 商業上ハ附てハ家屬又ハ雇人の所爲と雖も營

業者其責ヲ任とべし

第二十三條 此條例を施行するの方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令ハ於て便宜取設け内務卿ハ屈出つべし

警視廳甲第五號 明治十七年一月二十五日

古物商取締條例第二十三條ハ依り細則左の通之れと定む

右布達候事

古物商取締條例細則

第一條 古物商の免許と得んとする者の其願書ハ組合取締加印の上區ハ區長郡ハ戶長の奥印を受け正副二通と警視

○古物商取締條例

百十三

○古物商取締條例

百十四

廳へ差出さべし但特別取締中廢業したる者又ハ廢業とる
と否と問ハす其商家ハ同居とる者其期限内ハ免許せざ
るものとす

第二條 屬籍住所氏名を轉換し又ハ廢業するときは第
一條の手續ハ依り警視廳へ届出可し但便宜書留郵便と以
てとるも妨げ無し

第三條 古物商ハ警察署一管内を一組とし各種類毎組
を設け正副取締を置き諸事取締を爲す可し但組合ハ人數
の多寡ハ依り警視廳の認可を受け他の警察管内と合併す
るを得

第四條 古物商ハ左の看板を製し取締の烙印を受け之を店
頭ハ掲ぐべし但廢業したる時の取締ハ於て其烙印と消滅
すべし

古物商

何商 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	住所 屋號 氏名
---	----------------

「組合取締の烙印」

長一尺五寸

第五條 取締の組合名簿と製し住所屋號氏名年齢と記載し
實印と取り置く可し

第六條 取締は取締に關する諸達及び贓物の品觸等組合中
へ送達し証印を取り置くべし但し品觸ハ品觸發布手續ハ

○古物商取締條例

百十五

○古物商取締條例

百十六

依り送達をべし

第七條 古物商の左の各種の帳簿と製し置く可し但し品觸簿を除くの外新調の都度所轄警察署の檢印を受く可し

第一 物品買入明細帳 此帳簿の物品買入又の讓受

けたるとき第一號書式に準し記載をべし但條例第四條但書及び第六條の場合に於て警察官の認可若くの許可を得たるるとき其檢印を受くべし第二項第三項も亦同

第二 物品賣渡明細帳 此帳簿の物品と賣渡し又の讓渡したるとき第二號書式に準し記載をべし

第三 物品預帳 此帳簿の物品を預りたるるとき第三號書式に準し記載を可し

第四 品觸帳 此帳簿の品觸到達したる年月日時を記入し散逸せざる様順次綴り置くべし

第八條 古物商として床店又の露店(刀劍商を除く)よて販賣若くの行商とあさんとする者の第一條の手續を以て左の雛形の木札を製し警視廳の檢印を受け床店及び露店に於て店頭を標出し行商の之れと顯ひし携帯をべし若し雇人として本業とあさしむるときは尙雇人の氏名年齢と記載を可し但廢業しむるときは第一條の手續をより警視廳

○古物商取締條例

百十七

○古物商取締條例

届出鑑札の消印を乞ふ可し

鑑札雛形

雇人の携帯せる鑑札の
雇主氏名を肩書とへし

何商	警視廳檢印	住所
		屋號
	氏名	行商
		巾七寸
		床店及
		巾四寸
		露店
		巾四寸

第九條 古道具及古銅鐵商の類みして物品と買廻るときは
其物品を顯のみ携持とべし

第十條 商品と他府縣と運送せんとするとき一日前(特
別取締付せられたる者の三日前)又他府縣より受取り

たるときは到着後一日以内と所轄警察署へ届出可し

第十一條 他府縣と運送せる荷物みの差立人及び請取人の
住所氏名并其物品の類名と標記とべし

第十二條 此規則と違犯しする者古物商取締條例と明文あ
るの外は違警罪の刑と處せらるべし

第一號 物品買入明細帳書式

朱書

書式中其物品及び住所氏名等と他日辨明とるを得る者
は慣例と依り屋號又は符牒等と用ゆるも妨げあし但特別
取締中の者は此限とあらと

○古物商取締條例

○古物商取締條例

百二十一

何郡何村何番地
何區何町

賣主(又は)讓主

氏名

(特別取締を付せられたる期限
内は年齢を記入せし
本人身元詳あらざるときは別
身元詳ある証人と立其住所
氏名と別記せし)

何年月日 (特別取締を付せられたる期
限内は時刻を記入せし)

價金何拾圓也

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

但紋丸の中又何々何ヶ所
裏何色袖口何

價金何拾圓何錢也

一何色縮緬女小袖

何枚

但紋何何ヶ所
胴裏何裾何袖口何

價金何百何圓也

一金側片硝子懷中時計

何箇

但器械何何國製
番號何萬何千號附屬品何

價金何拾何圓也

一黒塗八寸重箱

全

但金箔にて何々の紋付
又は何々の蒔繪あり

幾品

第二號 物品賣渡明細帳書式
朱書

書式中其物品及び住所氏名等記載方は第一號書式朱書の

○古物商取締條例

百二十一

○古物商取締條例

百二十二

例^{ホテ}又全^{ホテ}但條例第三條第十六條第四項^{ホテ}依^{ホテ}り買主讓受主^{ホテ}の住所氏名等知り得^{ホテ}る時は之を記載せ^{ホテ}へし

何^{ホテ}郡何^{ホテ}村何^{ホテ}番地

買主(又は)讓受主 氏 名

何年月日 (特別取締^{ホテ}み付せられたる期限^{ホテ}内は) 時刻をも記入せ^{ホテ}へし

價金何拾何圓也

一何色羽二重紋付男小袖

何枚

價金何拾何圓也

一黒塗八寸重箱

何

前全

一何々

ニ幾品

第三號 物品預り帳書式

何^{ホテ}郡何^{ホテ}村何^{ホテ}番地

預ケ主 氏 名

(條例第六條^{ホテ}依^{ホテ}り警察官の許可^{ホテ}を受け物品と預りたる) とき其旨と記入せ^{ホテ}へし

何年月日

一何色羽二重紋付小袖

但火盜難保護の爲め預る

○古物商取締條例

百二十三

○古物商取締條例

百二十四

一 黒塗八寸重箱

但何々の爲め預る

一 何々

ニ 雜品

第四號 他府縣下 運送 品届書式 受取

記

一 古着荷物

何箇

一 古道具類荷物

何箇

但何縣下何國何郡何町氏名(エ送り)より着荷

右荷物何便と以て何月何日(差立)到着候間(特別取締を付せられたるもの他)府縣下ニ物品と運送せんとする(とき)其物品明細書と添ゆ可し(此段御届候也)

何郡何村何番地

年月日

何商

氏

名 印

何警察署
御中

○諸布達類

警視廳甲第六號

明治十七年一月廿五日

今般古物商取締條例公布相成候(ことば)付てハ明治九年(十一月)

甲第八號布(ふ)濼八品商取締規則來る二月一日より廢止(はいし)と依て

其鑑札(かんざつ)ハ同月十五日迄小當廳へ返納(へんなく)とべし

右布達候事

○甲第七號

明治十七年一月廿五日

○古物商取締條例

百二十五

○古物商取締條例

百二十六

今般甲第六號布達を以て八品商取締規則廢止候處質屋營業者（しや）の儀（しや）の従前之規則を遵守し警察署一管内限り組合を設け其組合中より正副取締を置き諸事取締を命じ候へし
右布達候事

○全乙第三號

明治十七年一月廿五日

區役所 戶長役場

今般古物商取締條例細則施行候に付て古着刀劍及古道具古銅鐵商の内より各正副取締とあるべきもの五名其他の二名つゝ同業中み於て公撰の上其人名來る二月十日迄可届出尤其人名の内を以て更に投票せしめ正副取締員と定むへし
若し不適當と認むるときは更に改撰を命じ候も可有之候其旨營業人へ告示せしめし

右相達候事

全甲第八號

明治十七年一月廿八日

古物商取締條例細則第三條に依り正副取締撰定候迄は元八品商頭取に於て該事務擔當とせし
右布達候事

○明治十七年二月二日警視總監より全廳第一局第二局及び各警察署へ第八號第九號を以て左の通り達せらる
品觸發布順序左の通りを定む

○古物商取締條例

百二十七

○古物商取締條例

品觸順序

第一條 警察署に於て盜難届二通受けたるとき其一通を馬車便又ハ郵便と以て第一日分翌日正午迄第二局へ送付せし（但書面なき場合と雖も品觸と要する者と認むるときハ書記の上本文の手續と爲せし）

第二條 第二局に於て之を受けたるときハ二十四時間内ハ其物件の著明あるものと抜萃類別して印刷し付し其印刷時間も亦二十四時内とす

第三條 印刷終れハ一面ハ各警察署へ郵便又ハ馬車便と以て送付し一面ハ古物商取締へ下付し品觸發布手續ハ依り

配付せしむ

第四條 品觸証印帳の返付と得るときハ其配賦の時間と調査し順次編冊し後証み供せし

品觸發布手續別紙之通古物商取締へ相達候條爲心得此旨相達候事

別紙

品觸發布手續

第一條 品觸ハ第二局より古物商毎戸一部宛と以て取締り下付す取締り於てハ遅くも區ハ三十六時間郡ハ三日間内ハ組合中ハ配賦せし但該印刷の費用ハ月末取締り於

○古物商取締條例

○質屋取締條例

百三十二

質屋取締條例別冊の通制定し明治十七年五月十五日より施行

行と

右奉ニ 勅旨ニ布告候事

別冊

質屋取締條例

第一條 質屋營業と爲と者の管轄廳 東京府の免許と受く警視廳

べし

第二條 質屋の質物臺帳と備へ其紙數と記し所轄警察署の

檢印と受くへし

第三條 質物臺帳よの警察官よ於て質物貸金質入主及質入

受戻入換の年月日を調査するみ差支なき様記載をへし但証人を要とるときは質入主及證人の實印を押捺せしめ置くへし

第四條 身元詳あらざる者より質物と取ることと得と但身元詳ある者証人あるときは此限みあらと

第五條 十五年未滿の者白痴風癲者及雇人雇主の家より質物と取ることと得と但父母後見人雇主又の身元詳ある者証人たるときは此限みあらと

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品の其實入し得へきことを証明とる証人二名以上あるよ非されの之

○質屋取締條例

百三十三

○質屋取締條例

百三十四

と質物を取ることを得ず

前二項に違背したる者の警察官の命に依り元利金と償ふこと無く質物と取戻さるゝことあるべし

第六條 盗罪詐欺取財の罪又の刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品と質を取り又の寄藏したるときは直み所轄警察署に届出へし

第七條 贓物の疑ある物品又の身柄不相應と認めたる物品と持來る者あるときは直み所轄警察署又の巡行の警察官

巡査に密告をへし

第八條 流質物と賣拂のんとするときは五日以前に其物品

目錄を所轄警察署に差出をへし

第九條 流質物を賣拂ひたるときは警察官に於て其物品代價及買主と調査するに差支ある様流質物賣拂帳に記載をへし

第十條 贓物の品觸あるときは到達しうる年月日時を其品觸寫書に附記をへし

第十一條 品觸到達以後一年以内類似の物品を質取り又の寄藏しあるとき若くは其以前の質物及寄藏品中み類似の物品と發見しあるときは直み所轄警察署に届出べし

第十二條 質物臺帳流質物賣拂帳及品觸寫書の十年間保存

○質屋取締條例

百三十五

○質屋取締條例

とべし若亡失しもしぼつしつるとさひ直ただし所轄警察署しよかくさつちやうしよに届出べし

第十三條 警察官けいさつくわんの何時なんときなりとも質屋ちやうの店舗てんぽに臨み質物ちやうぶつ及帳簿ちやうぼの検査けんさを爲し時宜ときぎに依り其質物ちやうぶつと差押さしおへ又またの時々帳簿ちやうぼと差出さしださしめ之と検査けんさとあるへし質屋ちやうの之と拒むこぼとと得と

第十四條 此條例このてうれいに違背ちゐはいし又またの詐偽さぎの届出こみけしと爲しなる者ものの二圓以上二百圓以下の罰金ばつぎんに處と

第十五條 此條例このてうれいを一年内いちねんに再犯さいはんしなる者ものの行政かうせいの處分ちふぶんと以て其營業ぎやうぎよを禁止きんしし又またの停止ていしとすることと得

第十六條 此條例このてうれいを犯おかしなる者ものの刑法けうぽうの數罪俱發そざいぐはつぱつの例れいを

用ひず

第十七條 營業上かぎくに付てかまの家やと又またの雇人やとひにんの所爲まよと雖も營業者そのせめ其責ほんに任とべし

第十八條 此條例このてうれいと施行しかうとるのはとほふさいとく方法はうほう細則さいそくの警視總監府知事けいしとくさんしよ東京府とうきやうしよ縣令けんれいに於てお便宜取設べんぎとくせつけ内務卿ないむしやうに届出べし

質屋取締條例 終

○爲替手形約束手形條例

第五十七號

爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

第一章 爲替手形

第一節 爲替手形の性質及び法式

第一條 爲替手形かまてがたの振出人しゆだしにんより支拂人さばらひにんに當て記載の金額きんぐくと受取人うけとりにん又は其所有權しゆいけんを受けたる人にんに拂渡はらひわたさしむる証券と謂ふ

第二條 爲替手形かまてがたの左の件々けんけんと記載し振出人しゆだしにん記名調印てういんと可し

一 金額

二 振出の年月日及び場所

三 支拂の期限及び場所

四 支拂人の氏名

五 受取人の氏名

六 受取人又は其所有權を受けたる人又は支拂ふ可き旨

第三條 爲替手形かまてがたの一の爲替かまてに付き同文どうぶんの手形てがた二通又は三通と振出ふしだとと得このばあひ此場合このばあひに於ては各通かくつうに番號ばんごうと附し内一通うちいつつうに對し支拂さばらひと爲したる時ときに他の各通かくつうは無効むかうたる可きとを記載きざいと可し

第四條 爲替手形の金額きんぐくは五圓以上かぎと限る者ものとす

第二節 支拂期限

第五條 爲替手形の支拂期限さばらひきげんは左の如く區別くべつとす

○爲替手形約束手形條例 百三十九

○爲替手形約束手形條例

百四十

一 一覽拂

二 定期拂

三 一覽後定期拂

第六條 一覽拂の手形ハ其呈示を受けたる時直ニ仕拂ふ可
キ者トス

第七條 定期拂ていきはらひの手形ハ手形ヲ定めたる期日きじつニ支拂ふ可
キ者トス

第八條 一覽後定期拂の手形ハ一覽濟の日より其日數ヲ起
算し手形ヲ定めたる期日きじつニ支拂ふ可キ者トス

第九條 一覽拂の手形及および一覽後定期拂の手形ハ振出の日

附より三ヶ月以内ニ之を呈示ト可シ

第十條 定期拂の期限ハ振出の日附より一覽後定期拂の期
限ハ一覽濟の日より六ヶ月以内ト爲ト

第三節 爲替資金

第十一條 振出人ふりだしにんハ支拂人たいニ對し爲替資金かはせしきんを交付トスルノ義
務ある者トス

第十二條 振出人ふりだしにんより支拂人たいニ對し貸方計簿かいかたけいぼある時ハ之を
以て爲替かはせトシ資金しきんニ供用きんりょうトスルことを得

第四節 裏書

第十三條 爲替手形かはせていぎハ裏書うらがきヲ以て其所有權しよいうけんヲ移轉うつトスルことを
得

○爲替手形約束手形條例

百四十一

○爲替手形約束手形條例

百四十二

得

第十四條 裏書人の買受人又は譲受人の氏名及び年月日と記載し賣渡人又は譲渡人氏名住所と記し調印を可し

第十五條 裏書人の振出人及び自己以前の裏書人と共み自己以後の裏書人及び手形所持人に対し相連帯して償還の責任を負ふ者とす

第十六條 手形の裏面が餘白ある時の補箋を爲し裏書を爲すとす得

第五節 保証

第十七條 振出人裏書人及び支拂人の他人として手形の支

拂を保証せしむるとす得

保証人の其保証の旨と手形又の別紙に記載をへし

第十八條 振出人裏書人の保証人の本人義務と欠たる場合又は於て本人に代り他の義務者と相連帯して償還の責任を負ふ者とす

第十九條 保証人支拂を爲したる時の本人に代り其権利を有する者とす

第六節 引受

第二十條 定期拂手形及び一覽後定期拂手形の所持人の支拂人又は其引受を求むるとす得

○爲替手形約束手形條例

百四十三

○爲替手形約束手形條例

百四十四

第二十一條 支拂人しはらひにんてがた手形てがたの支拂しはらひと引受けたる時の其旨及び年月日と手形に記載し記名調印とへし

第二十二條 支拂人しはらひにん手形てがたの支拂しはらひと引受けたる時の振出人身はらひにん代限しろぎんの處分しよぶんを受けたる場合と雖も其取消とけいと爲すことを得と

第二十三條 支拂人しはらひにん手形てがたの支拂しはらひを引受けざる時の所持人しよぢにんの引受ひきうけの拒こほと証書しやうしょと受く可し

第二十四條 所持人しよぢにん拒み証書しやうしょを受けたる時の其旨そのめいと電信書てんしんがき留郵便とめゆうびん其他いふか証據しやうことある可き手續てつてきを以て振出人はらひにん又の裏書人うらかきにんと通知つうちして爲替金額きんがく及び諸費用しよひと相當する抵當たいたう又の保証人ほていにんを以て保証と立てしむると得

通知と受けたる裏書人うらかきにんの振出人はらひにん又の自己おのれ以前の裏書人うらかきにんと對し所持人しよぢにん同一どういつの處置しよぢと爲すと得

第二十五條 振出人はらひにん又の裏書人うらかきにんの内既うちいと相當の保証ほていを立たる者ある時の其以後いごの裏書人うらかきにんの保証ほていを立るの義務ぎむと免る者まぬかとと

第七節 支拂

第二十六條 手形てがた小貨幣くわへいの種類しゆるると記したる時の其貨幣くわへいを以て支拂しはらひふ可し

第二十七條 手形てがた所持人しよぢにんの支拂期限しはらひきげんに於て其支拂しはらひを請求せいきうす可し若し定式ていしきの祝日祭日しゆくじつさいじつ或の慣習くわんしゆの休業日きうぎふひに當る時の其

○爲替手形約束手形條例

百四十五

○爲替手形約束手形條例

百四十六

翌日之と請求す可し

第二十八條 手形所持人支拂金を受取る時の手形は領収の旨と記載し記名調印して金額と引換へ支拂人へ交付す可し

第二十九條 一の爲替を付き手形數通ある時の支拂人の其引受と記載したる手形を對し支拂と爲す可し

第三十條 支拂人期限に至り手形の支拂と爲さざる時の手形所持人の支拂の拒み証書を受く可し

第三十一條 支拂の拒み証書を受けたる者の其旨を電信書留郵便其他証據とある可き手續を以て振出人及び各裏書

人へ通知す可し

第八節 拒み証書

第三十二條 支配人形てがたの引受又の支拂と拒む時の手形は附箋と爲し其旨及び年月日と記載し記名調印と可し之と拒み証書と爲す

第三十三條 支拂人拒み証書を作ると肯せと又の其住所分明ならず又の不在にて代理人ある時の所持人自ら其始末と記し記名調印して郡區役所若くは戸長役場の証印を受け拒み証書と代用す可し

第三十四條 支拂人身代限の處分を受けたる場合よ於ては

○爲替手形約束手形條例

百四十七

○爲替手形約束手形條例

百四十八

支拂期限前と雖も手形所持人の拒む証書を受くると得

第九節 償還の要求

第三十五條 手形所持人支拂の拒み証書と受けたる時の其日附より十五日以内は振出人裏書人の中一人若くは數人^{たい}に對し爲換手形の金額期限後の利子及び拒み証書并は通知の費用の償還と要求すると得

第三十六條 第三十五條の要求に對し償還と爲したる裏書人の其日より十五日以内は自己以前の裏書人又は振出人の中一人若くは數人^{たい}に對し自己の償還したる金額及び其利子を要求すると得

第三十七條 振出人の爲換資金と支拂人^{かうよ}に交付したるの故を以て償還の要求と拒むことを得

第三十八條 要求を受けたる者の拒む証書と附したる爲替手形及び証書と添へたる計算書と引換へば非れば償還を爲す及び必ず

第三十九條 第九條の呈示期限第二十七條の支拂請求期限及び第三十五條第三十六條の要求期限と怠りたる者の裏書人及び爲換資金と交付したる振出人^{たい}に對し要求の權利を失ふ者とす但引受を爲し若くは爲換資金を受けたる支拂人又は資金と交付せざる振出人^{たい}に對し第九條第二十七

○爲替手形約束手形條例

百四十九

○爲替手形約束手形條例

百五十

條の期限ひびみ係る者がの振出の日附ひつけより起算きざんし第三十五條第三十六條の期限ひびみ係る者がの拒くて証書の日附ひつけより起算きざんして三ヶ年間償還ひがひと要求をすると得

第十節 紛失

第四十條 手形所持人てんじつ手形を紛失ふんじつしたる時たの直ちに新聞紙其他ほの方法ほうほうを以て其手形てがたの流通りゆうつうと止とむる旨くわうこくを廣告くわうこくし又電信書留郵便其他証據あやうことある可てつぎき手續てつぎを以て支拂人つらちに通知つうちし其支拂そのまはらひと止とめしむ可しし

第四十一條 手形紛失人ふんじつの振出人ふんじつに紛失の旨めいと証し代手形たいてんじつを請受こひうけ各裏書人うらかきとして再ふたひ之これと裏書うらかきせしめ更さらみ其手形てんじつ

を流通りゆうつうすると得え但振出人ふんじつの手形紛失人ふんじつとして保証たへんと立てしむると得

第四十二條 手形紛失人ふんじつ代手形たいてんじつと受け得えざる時たの支拂期限しやうめいみ至いたり支拂人しやうめいに對し真正しんせいの所持人しやうめいたる旨めいと証明しやうめいし支拂しやうめいと請求せいきうすると得え但支拂人しやうめいの手形紛失人ふんじつとして保証たへんと立てしむるとを得

第二章 約束手形

第四十三條 約束手形やくそくてがたの振出人ふんじつ記載きざいの金額きんがくと受取人うけと又また其所有權しゆりゆうけんと受けたる人ひとに自ら支拂しやうめいふへき旨めいと約束やくそくしたる証券しやうけんと謂いふ

○爲替手形約束手形條例

百五十一

○爲替手形約束手形條例

百五十二

第四十四條 約束手形やくそくの定期拂ていきみして金額きんがくの貳拾五圓以上
に限かぎる者ものとす

第四十五條 爲替手形かへりてに付つきき定めたる規則きそくの第三節第六節
其他約束手形かへりての性質せいしつに反はんする條目てうもくと除のぞくの外ほか之のと約束手
形かへりてに適用てきようを可べし

第三章 通則

第四十六條 第三十五條第三十六條の要求期限えうきうきげんの路程ろていに要
する日數ひつせう八里はちり毎ごと一日いちにちの猶豫ゆううを與あたふるものとす

第三十五條第三十六條の要求期限えうきうきげん及び第九條呈示ていしの期限
外國ぐわいこくと關係くわんけいするものの其路程そのろていに要する相當日數たうとうひすうの猶豫ゆううと

與ふるものとす

第四十七條 第一節第四節およ及び第四十三條第四十四條の規
程ていに合せざる手形てがたの裏書うらと以て所有權しゆりけんを移轉うつすることを得
す

第八號告示 明治十六年一月廿九日

明治十五年十二月第五十七號布告を以て爲替手形約束手形
條例ほつからう發行相成候はつかうに付ての右手形てがたに關する書式くわんの總そんて別冊離
形じゆんせうに準據じゆん可致此旨告示候事

爲替手形約束手形書式

第一號

○爲替手形約束手形條例

百五十三

○爲替手形約束手形條例

百五十四

爲替手形書式(條例第二條)

○印朱書

○豎四寸八分

表

金、
、
、
、
、
圓

番 號	仕 拂 人	受 取 人	日 附	期 限

(割印)

番
號

爲
替
手
形

印
紙

一
金
、
、
、
、
圓

表

面

右
金
額

來
何
月
何
日
御
一
覽
次
第

○受取人氏名
何某殿又の同人指圖

人へ此手形引換ふ御仕拂可被成候也

何
府
何
町
何
番
地
何
縣
何
村
何
番
地

年
月
日

何
某
印
○振出人氏名

何
府
何
町
何
番
地
何
縣
何
村
何
番
地

何
某
殿
○支拂人氏名

本文金額の下に西洋數字と以て更ふ其金額を複記するも妨ふし尤數字の字々密接み認め改竄の弊を防ぐに注意とへし

○爲替手形約束手形條例

百五十五

○爲替手形約束手形條例

百五十六

第二號

同(條例第三條)

番號

爲替手形

組之一

印紙

一金、、、、、圓

右金額來何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形引換メ御仕拂可被成候也

但此手形御仕拂之上ハ(組之二) (組之三)ハ無効たる

へき事

何府何町何番地

面

表

年月日

何府何町何番地

何 某印

何 某殿

此手形若し組の二あるときハ但書ハ組之一二三云々と記し組の三あるときハ但書ハ組之一二云々と記をへし

裏書の書式(條例第十四條) ○印朱書

裏

表書之金額(○買受人又ハ讓受人の氏名 何某殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被

成候也

何府何町何番地

年月日

何 某印
(○賣渡人又ハ讓渡人氏名)

面

○爲替手形約束手形條例

百五十七

○爲替手形約束手形條例


百五十八

第四號

裏書補箋の様式(條例第十六條)

○本紙

○補箋

裏書	
	
(印)	○裏書の書式本紙の裏書よ 同し ○補箋と付したる者の實印

第五號

別紙保証の書式(條例第十七條)

番號

爲換手形

何錢
印紙

金、、圓也

右金額來何月何日何某殿又ハ同人指圖人へ此手形
引換ハ御仕拂可被成候也

何府何町何番地
何縣何村

年月日

何 某印

何府何町何番地
何縣何村

何 某殿

○爲替手形約束手形條例

百五十九

○爲替手形約束手形條例

百六十

右に謄寫する本手形の金額（○保証を受ける者の名
何某殿に於て若し仕
拂無之節の拙者に於て無相違仕拂可申候也

何府何町何番地
何縣何村何番地

（○保証人の氏名
何某印

年月日

保証の旨と手形面に記載するときは其保証と受る者の氏名
の次は左の如く記載とへし

右何某保証人

何府何町何番地
何縣何村何番地

何某印

第六號

引受の書式（條例第二十一條）

番號

印紙

爲替手形

一金、〆、〆、圓

右金額来る何月何日何某殿又の同人指圖人へ此手
形引換み御支拂可被成候也

何府何町何番地
何縣何村何番地

何某印

年月日

○爲替手形約束手形條例

百六十一

○爲替手形約束手形條例

百六十二

何府何町何番地
何縣何村

何 某 殿

○本文支拂の儀引受申候也

○年月日

(何 某 印
○支拂人氏名)

第七號

金額領收の書式(條例第二十八條)

裏書

裏

面

○表面の金額正よ受取候也

○年月日

(何 某 印
○手形所持人氏名)

第八號 拒み証書の書式(條例第三十二條)

本手形の金額(此よ拒却の事由を記とへし)拙者み
於て(引受)の請求よ應し難く候也

○年月日

(何 某 印
○支拂人の氏名)

○爲替手形約束手形條例

百六十三

第九號

○爲替手形約束手形條例

百六十四

條例第三十二條始末書（支拂人拒み証書と作ると
と肯せざる時の文例）

別紙爲換手形（規定の期限内於て引受期日不至
り仕拂）と請來せしむ支拂人何某於て之れを拒
み且拒み証書と作るとと肯せざるは付條例第二十
三條に據り此は其始末と自記致し候也

年月日

府 町 何番地
縣 村 何番地

何 某 印
○手形所持人氏名

前書の趣相違無之候也

年月日

郡區役所若くは戸長役場証印

第十號

同（支拂人住所分明あらざる時の文例）

別紙爲換手形（引受仕拂）請求の爲め本手形に指示
したる支拂人何某住所何（府縣）何（町村）何番地へ
差越候處住所不分明は付條例第三十三條に據り此
は其始末と自記致し候也

年月日

府 町 何番地
縣 村 何番地

何 某 印

前書の趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場証印

第十一號

○爲替手形約束手形條例

百六十五

○爲替手形約束手形條例

百六十六

同(支拂人不在ある時の文例)

別紙爲換手形(引受仕拂)請求の爲め支拂人何某方へ差越候處同人不在よて代理人無之よ付條例第三十三條よ據り此よ其始末よ自記致候也

何府何町何番地
何縣何村

年月日

何 某、印

前書之趣相違無之候也

郡區役所若くハ戸長役場証印

第十二號

約束手形書式(條例第四十三條)

○寸方爲替手形も同し。印朱書

金、、、、圓

番 號	受 取 人	期 限	日 附

(割印)

番號

約束手形

印紙

一金、、、、圓也

右金額來何月何日貴殿又ハ貴殿の指圖入へ此手形
○爲替手形約束手形條例 百六十七

○爲替手形約束手形條例

百六十八

引換ふ無相違支拂可申候也

年月日

何府何町何番地
何縣何村何番地

(何某印
○振出人氏名

何府何町何番地
何縣何村何番地

(何某殿
○受取人氏名

約束手形は關とる裏書、同補箋、保証、領收、拒み証書、始末書等の書式の總て爲替手形の文例は違ふべし

爲替手形約束手形條例終

○郵便條例日用抄

第一章 郵便物

第一條 凡郵便物別て四種とす 一 書狀 二 郵便葉書

三 毎月一回以上發行とる定時印刷物及其附録 四 書

籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、野紙、營業品の

見本及雛形

第二條 何品を問はず此條例は抵觸せざるもの第一種郵便物とあそを得

第三條 封緘したる郵便物の第一種郵便物とあそべし

第四條 第二種郵便物を他種の郵便物と合裝するときは總

○郵便條例

百六十九

○郵便條例

百七十

て第一種郵便物とあそべし

第五條 第二種郵便物左に記載したる所爲あるとき第一種郵便物とあそべし 一 截断又は破却したるもの 一 税額印面より文字と書したるもの 一 税額印面より郵便切手を貼付したるもの 一 一葉と折り之と全く糊着し又は數葉と合せ之を全く糊着したるもの 一 表面より音信文と記載したるもの

第六條 第三種郵便物の其發行人より定時印刷物たるを証して驛遞總監の認可を受け驛遞局認可の文字を印刷せし但其文字、標題、番號及發行の年月日と見易うらしむべし

其附録に其本紙の標題、番號、及發行の年月日を印刷し冊子とあそびずえて本紙に添付し且本紙の重量が超過せざるものに限るべし

第七條 第三種第四種郵便物の封緘せざるものとす

第八條 第三種第四種郵便物に音便文又は暗號隱語と筆書するときは第一種郵便物とあす

第九條 營業品の見本及離形に雙方又は一方營業者と往復するものに限るべし

第十條 營業者よあらざるもの、間も往復する見本及離形

○郵便條例

百七十一

○郵便條例

百七十二

は第一種郵便物とあつべし

第十一條 異種の郵便物と合装するときには總て其種類中高税額と課すべき郵便物とあつべし但第四條に記載したるものハ此限をあらす

第十二條 郵便物の重量は郵便切手、封皮、帯紙の重量を合算するものとす

第十三條 第三種第四種郵便物（營業品の見本及雛形と除く）一個の重量三百目を超過すべからす

第十四條 營業品の見本及雛形は一個の重量四十八匁を超過すべからす

第十五條 郵便物の大さの曲尺をて長一尺幅二寸、八寸、厚五寸を超過すべからす

第十條 左に記載したるものハ郵便物とあつべからす
一 毒藥、劇藥、流動物、流動爆發燃焼腐敗し易き物、孕化する物、動物、植物、及鋒刃器、硝子器、陶器、等の損傷し易く又他の郵便物と損害すべき物品 一 風俗を害すべき文書、畫圖、寫眞、及物品、一金銀、寶玉、一貨幣但第十章の規則に従ふものハ此限をあらす

第二章 郵便税

第十七條 郵便税ハ郵便物の種類に従ひ其額を定む 第一

○郵便條例

百七十三

○郵便條例

百七十四

種郵便物重量二匁毎(一匁未滿亦同之) 二錢 第二種郵便物一葉一錢 第三種郵便物一號一個重量十六匁毎(十六匁未滿亦同之) 一錢、二號又ハ二個以上一束重量十六匁毎(十六匁未滿亦同之) 二錢、第四種郵便物重量八匁毎(八匁未滿亦同之) 二錢

第二十條 郵便税過納あるも已未其税額印面消印したる後之を還付せず

第二十一條 未納税又ハ不足税の郵便物ハ受取人より其額の二倍と徴収とべし 受取人其郵便物と受取りたるとき其納税と拒むべからず 受取人其郵便物と受取らずして差

出人よ還付するときハ其差出人より其額の三倍と徴収とべし

第二十二條 未納税又ハ不足税の郵便物を配達し能はず差出人よ還附するときは其額の二倍を徴収すべし差出前よ係る未納税又ハ不足税の郵便物と差出人よ還付せるとき亦同之

第二十三條 第十三條第十四條第十五條ハ背戻する郵便物と差出人よ還付するときハ未納税又ハ不足税の二倍と徴収とべし

第二十四條 人民より官廳よ差出す郵便物ハ郵便税完納ノ限

○郵便條例

百七十五

○郵便條例

百七十六

るへ未納税又ハ不足税のものハ差出人ハ還付シ其額ノ
二倍を徴収すへシ

第三章 郵便切手、封皮、葉書、帶紙

第廿八條 郵便封皮ゆうびんふうひと用もちゐるとき其郵便物の重量りやうりやうハ因よつて税額ぜいごうハ不足ふそくを生しやうずるときハ郵便切手を以て之と補おぎなふべシ

第三十條 郵便帶紙ゆうびんおびハ第三種郵便物一號一個と以て達たつせざるもよ用ゆべシ但重量十六匁以下のものみ限るべシ

第卅一條 郵便帶紙ハ第三種郵便物發行人若もしくハ賣捌人うりさげにんの請求せいきうハ依より驛遞局えきていきょくよて賣下うりくだぐべシ

第卅五條 郵便封皮、葉書、帶紙の額税印紙を切取り郵便切手ゆうびんきりてハ代用するも其効用かうきゆうと有ありせず

第卅六條 郵便切手並封皮、葉書、帶紙の汚班毀損捺印おぼんき そんちつしんあるもの及税額印面不明瞭ふめいりやうあるものは其効用かうきゆうと失うしなふ然れども其未いまだ使用しやうじせざるものハ限かぎり二人以上の証人しやうにんを立て其原げん由ゆと明瞭めいりやうあらしむるときハ驛遞局えきていよ於て定價十分二減ていぎゃく じふぶんにげんよて買戻かひりかへすべシ

第卅七條 驛遞局及一等郵便局えきていよ於て四枚以上よつまい じゆんじやく聯續れんぞくしたる郵便切手並封皮、葉書、帶紙ゆうびんきりてと其所持人しよところぢにんの請求せいきうハ依より定價十分一減ていぎゃく じふぶんいちげんよて買戻かひりかへすべシ

第四章 免稅郵便

○郵便條例

百七十七

○郵便條例

百七十八

第卅八條 郵便、郵便爲替、及、貯金の事務に關する郵便物は其税と免除と

第卅九條 免税郵便物は驛遞局、郵便局、府縣廳、府縣所屬廳、郡區役所並以上各廳派出官吏相互の間又ハ之と往復するものに限るべし

第四十條 免税郵便物は表面に郵便事務、爲替事務、貯金事務、の文字と記載すべし

第四十二條 人民より差出す免税郵便物は宿所氏名と記載すべし

第四十三條 免税郵便物に他の音信文或は暗號隱語と記載

し又は有税郵便物を附したるものは相當種類の郵便税と徴収すべし

第五章 書留郵便

第四十四條 書留郵便物の郵便局の帳簿に登記し遞送配達
の受授と証するものとする

第四十五條 書留手数料の郵便物の何種に拘らず六錢とす

第四十六條 書留郵便物は郵便税手数料共前納に限るべし

第四十七條 書留手数料は郵便切手と其郵便物に貼附したると以て之と納めたるものとする

第四十八條 書留郵便物と差出すときは其表面に書留と記

○郵便條例

百七十九

載し郵便局若くは郵便受取所より於て之と主務者より交付し
印刷したる式紙より郵便局若くは郵便受取所の印及主務者
の印と捺せる受取証書と受領すべし

第四十九條 書留郵便物の配達と受けたるもの其差出人
及受取人の氏名、配達の年月日と記したる受取証書は調
印すべし本人不在あるとき其代人記名調印すべし

第五十條 免税郵便物の書留手数料を納むるよ及むす

第六章 郵便物遞送配達

第五十四條 完納税郵便物宛名の家より於て其配達を拒む
べからず免税郵便物亦同じ但市外別配達料、解船料、貨幣

遞送配達賃より追納あるもの此限りあらず

第五十五條 未納税又は不足税の郵便物受取人より於て其税
と納めざるときは之と受取るを得ず

第五十六條 郵便物と開封し又は其帯紙或は結束と脱し或
は音信文と讀過するときは之と受取りたるものとすべし
但第百十五條の郵便物の限此よりあらず

第五十七條 郵便物配達を受けたる肩書の家より於て其受取
人移轉したるときは直之と其配達人より還付するか或は
其郵便物より加記し又は附箋し再び郵便より出すべし但受取
人より達する爲め其家より留の置くも日數三十日より過ぐべか

○郵便條例

百八十二

らす

第五十八條 其家^まに屬^{ぞく}せざる郵便物の配達と受けたるときは其由^{よし}を付箋^{つけざん}し速み之を郵便^{ゆうびん}し出すべし 其郵便物と誤^{あやま}りて開封^{かいほう}したるときは更^{さら}に封緘^{ふうかん}し其事由^{じきゆう}を副書^{ふくしょ}し速み之を郵便^{ゆうびん}し出すべし

第五十九條 配達し能はず或^{ある}は未納^{みさうせい}税又^{また}は不足^{ふそくせい}税を受取人^{うけとりのり}に於^おて納めざる郵便物の之を其差出人^{さしだしにん}に還付^{くわんせう}すべし但^{しか}し二名以上を差出したるもの之と其内の一名を還付すべし

第六十條 第十三條、第十四條、第十五條は背戻^{へらひ}とする郵便物の之と差出人^{さしだしにん}に還付すべし

第六十一條 差立前^{さだちまへ}に係^かる郵便物の差出人^{さしだしにん}の請求^{せいきう}に依^より之を還付^{くわんせう}すべし

第六十二條 第四種^{よんしゆ}郵便物の次便^{つぎのびん}と以^{もつ}て還送^{くわんせう}とすることあるべし

第六十三條 遞送^{ていそう}及^{および}集配^{しゆはい}の途中^{とちゆう}に係^かる郵便物の其郵便受取^{ゆうびんうけとりのり}人^{ひと}たりとも受授^{うけとりのり}すべからず

第六十四條 郵便局所在地^{ゆうびんきょくしよざいち}に於^おては集配人^{しゆはいにん}に郵便物の差出^{さしだ}方^{かた}と委託^{あづか}すべからず又^{また}集配人^{しゆはいにん}の其委託^{あづか}を受^うくべからず

第六十五條 郵便物の差出人^{さしだしにん}の爲^{ため}め郵便局^{ゆうびんきょく}に於^おて之が秤量^{しやうりやう}とあらず

○郵便條例

百八十三

○郵便條例

百八十四

第六十六條 郵便物の損害、紛失、及其損害、紛失又は、遲達より生じたる損失の驛選局之を償ふの責を任せし

第六十七條 書狀の郵便局を經由せざれば之と送達し又の送達せしむへからず但左に記載したるもの此限を非ず一送達料を拂はず臨時に親族、朋友、雇人の類を以て其發信者より受信者へ直に達するもの一郵便に依る能はざる事故ありて臨時に特使を以て其發信者より受信者へ直に達するもの一貨物と共に發する無封の添狀、送狀、

第七章 別配達郵便

第七十四條 別配達郵便物は審留郵便に限るものとして通

常配達の例に拘はらず別急速の配達とするものとして

第七十六條 市内別配達料は東京、京都、及大坂は十錢、其他の市内は六錢とす

第七十七條 市外別配達料の配達の郵便局より受取人の住所に至る路程に應じ十八町毎に六錢とす十八町未満亦同

第七十八條 別配達の郵便税並別配達料共前納み限るべし

第七十九條 別配達料の郵便切手と共に郵便物に貼付したるを以て之と納めたるものとして

第八十條 市外別配達の配達地へ到り路程の差違に因て其

○郵便條例

百八十五

○郵便條例

百八十六

料不足を生ずるも其料六錢以上納済のもの仍は別配達と去て取扱ひ受取人より其不足額を徴収せしむべし

第八十一條 市外別配達不足額を徴収せるときは郵便局に於て郵便切手を郵便物に貼付し其切手は不足の印を捺し其証とあそべし

第八十二條 船舶に達せし別配達に其船舶の碇泊所は從ひ別配達料の外相當の解船料を受取人より徴収せしむべし

第八十三條 市外別配達料不足額又ハ解船料を受取人に於て納めざるるときは其郵便物を受取るを得ず ○其郵便物の差出人に還付し其額を徴収せしむべし

第八十四條 別配達郵便物を受取りたるもの市外別配達料不足額又ハ解船料の納付を拒むべからず

第八十五條 別配達各郵便局の配達区域に拘りらざるものとき

第八十六條 甲郵便局所在地に達せしものを乙郵便局より配達せるときは市外別配達とあそべし

第八十八條 市内別配達に其郵便物の表面に別配達と記載せしむべし

第八十八條 市外別配達に其郵便物の表面に何地郵便局より別配達と記載せしむべし若し其郵便局を定め難きときは單に

○郵便條例

百八十七

○郵便條例

百八十八

別配達とのみ記載をべし

第八十九條 別配達とのみ記載せるもの各郵便局配達區域いきに從したがひ其他の郵便局より配達をべし

第九十條 別配達郵便物受取人移轉いんてんし其移轉先み達する時ときの別配達とせずして配達をべし

第九十一條 免稅郵便物の別配達料解船料を納むるよ及を

第八章 郵便私書函

第九章 留置郵便

第九十九條 留置郵便物の表記地名の郵便局に留置き受取

人と待て交付するものと

第一百條 留置郵便物の表面に何地郵便局留置と記載をべし

第一百一條 留置郵便物を受取るもの其受取人たるを書面しよめん或は口頭と以て証をべし

第一百二條 留置郵便物の郵便税完納に限るべし

第一百三條 未納税又は不足税の郵便物を留置とあるとき之と差出人に還付し其額の二倍を徴収をべし

第一百四條 留置期限の九十日に限るべし ○留置期限内に郵便物を受取らざるときは之を差出人に還付をべし

第十章 貨幣封入郵便

○郵便條例

百八十九

○郵便條例

百九十

第百五條 貨幣封入郵便物の驛遞總監と約定ある者として特別の方法に依り之を遞送配達せしむるものとす

第百六條 貨幣封入郵便物の其重量は従ひ第一種郵便物の税を前納し別は封入の金額、送達の路程に從ひ貨幣遞送賃及配達賃を通貨にて納むべし但貨幣遞送賃の差出人は於て前納し配達賃の受取人より納むべし

第百七條 貨幣遞送賃及配達賃額の驛遞總監各郵便局に掲示をべし

第百八條 封入の金額は三十圓を超過すべからず

第百九條 封入の金額は其郵便物の表面に明記をべし

第百十條 貨幣封入郵便物の差出人は於て同一の印判を以て四所以上封印と捺をべし

第百十一條 同一の差出人より同一の受取人に差出た貨幣封入郵便物一日一個に限るべし

第百十二條 貨幣封入郵便物の其表記の金額及封印と証として受授をべし

第百十三條 貨幣封入郵便物を差出るときは郵便局に設けある員數証書用紙に式に如く記載し其郵便物の封印に用ゐたる印判を捺し郵便物及貨幣遞送賃と共に之を主務者に交付し印刷したる式紙に郵便局の印を捺し且主務者記

○郵便條例

百九十一

○郵便條例

百九十二

名調印てうおんせる受取証書じゆせうを受領じゆりやうせし

第百十四條 本人ほんにんの封印しんいんとあまたる貨幣封入郵便物さいにんを代人だいじん

と以て差出さしだし員數証書いんすうせうしよ又其代人だいじんの印おんと捺なるときは之と同

一の印おんと其郵便物ゆうびんぶつが四所しかしょ以上いんさう添捺せんなせし

第百十五條 貨幣封入郵便くわいはいほうにんをあらざる郵便物ゆうびんぶつ中貨幣封入ちゆうくわいはいほうにん

ると郵便局ゆうびんきよにて見出みだし又ハ推察すゐさつせるときは之と貨幣封入

郵便ゆうびんとして取扱とりあつかひひ到達地たうたつちの郵便局ゆうびんきよにて其受取人せうくわいじんと召喚せうくわんし

或ハ遞送ていそう約定やくやくあるものと以て配達ぱいだいし受取人せうくわいじんを開封かいほうせしめ

封入ふうにんの金額きんがくを從したがひ差立地さだてちよりの路程ろけいを應おこじたる貨幣遞送くわいはいていそうちん

賃ちん及配達ぱいだい賃ちんを受取人せうくわいじんより徴収ちゆうさうせし

第百十六條 貨幣遞送くわいはいていそうちん賃ちん又ハ配達ぱいだい賃ちんを受取人せうくわいじんが於て納めざ

るときは其郵便物ゆうびんぶつを受取人せうくわいじんを得ず ○其郵便物ゆうびんぶつの差出人さしだし

は還付くわんぱいし其額かく並ハ還付くわんぱいの貨幣遞送くわいはいていそうちん賃ちん及配達ぱいだい賃ちんを徴収ちゆうさうせし

し

第百十七條 貨幣封入郵便物くわいはいふうにんゆうびんぶつ配達ぱいだいし能あたはず之と差出人さしだしは還

付つるときは更ハ相當さうたうの貨幣遞送くわいはいていそうちん賃ちん及前後ぜんごの配達ぱいだい賃ちんを徴

収しゆせし

第百十八條 貨幣封入郵便物くわいはいふうにんゆうびんぶつの受渡うけわに屬ぞする証書せうしよの証卷印せうけんいん

税ぜいと納なむるよ及およばず

第百十九條 貨幣封入郵便物くわいはいふうにんゆうびんぶつを受取うけとる者ものハ其貨幣遞送くわいはいていそうちん賃ちん

○郵便條例

百九十三

○郵便條例

百九十四

又ハ配達賃の納付を拒む可らず

第百廿條 貨幣封入郵便物ハ事故ト生ズ損失ト受ル者アルモ驛遞局ハ之ト償フ責ミ任セズ

第百廿一條 郵便局主務者ノ疎虞懈怠ヨ因リ貨幣封入郵便物を失ひたるトキハ主務者をして其貨幣を償ひしむへし

第百廿二條 貨幣封入郵便物を遞送配達中失ひたるトキハ強盜難其他災變ヨ罹リ看守者保護し能ハざる實証あるモのハ外約定人をして其貨幣を償ハせむへし

第十一章 郵便沒書

第百廿三條 郵便沒書の配達し能ハルモ又還付不能ハルモ郵

便物ノ驛遞局ヨ没入スル者トシ

第百廿四條 驛遞總監ハ沒書ノ開封シ其文書ヨ就テ更ニ其配達又ハ還付を試みしめ尙ハ配達又ハ還付し能ハざるモのは新聞紙ト以テ之を公告トヘシ

第百廿五條 沒書ハ公告の日より一ケ年間驛遞局ハ保存トヘシ○沒書中貨幣或ハ諸証書又ハ有價の物品あるトキハ驛遞局の帳簿ヨ登記シ三ケ年間其沒書を保存トベシ但保
存シ難キ物品ハ之を賣却シ其代金を領置トヘシ

第百廿六條 沒書ト一ケ年内ヨ請求スル者あるトキ及沒書中の貨幣、諸証書、有價の物品、又ハ其賣却代金ト三ケ年

○郵便條例

百九十五